

令和2年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和2年3月11日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議第1号 令和2年度白川町一般会計予算

議第2号 令和2年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 令和2年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第5号 令和2年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 令和2年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

3. 出席議員 1番 今井昌平君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 嶋田有康君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 渡邊昌俊君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
林業専門監	中島太君、	建設環境課長	藤井勝則君、
教育課長	藤井寿弘君、	会計管理者	藤井充宏君

6. 職務のために出席した者

事務局長	大岩裕樹君、	書記	今井由美君
書記	河上翔哉君		

7. 会議の経過

（議長 9番 渡邊昌俊君）

- 議長 皆さん、おはようございます。令和2年第1回の白川町議会、今日は3日目になりますけれども、全員お揃いでご参集いただきましてご苦勞様でございます。
- 皆さん今朝の新聞やテレビで見られてご承知かと思いますが、あの東日本大震災が起こって、ちょうど9年後の今日であります。本当に全国民がびっくりしたというよりも驚きといますか、私も9年前は議員をやっておりまして、議会の初日だったと思います。昼前に済んで、帰って3時ごろテレビを見て本当かとい

うくらいビックリしてテレビを見ておった記憶がございます。あれからもう9年経ちました。今朝テレビを見ると復興はしておりますけれども、まだまだ大変な状況でありまして、あの時の死者が15,800人ということで、行方不明者が2,530人ほどあるという状況だそうであります。なかなか今朝のインタビューを聞いておりますと、当時のあの恐怖は忘れられないというか、これは風化してはならないというそんな思いで皆さんは頑張っておられたのですが、最近の自然災害を見ますと予想外のああいったことが起こります。地震についても東海沖地震がいつ来るか、明日にもでも来るかと言われます。山の中の白川町、津波はいいですけども、地震が来たときはどうなるのか、地盤は固いので白川町は大丈夫と言う説もありますけど、想定外の事が起こります。そんなことがないことを町民の皆さんと共に祈っておるところであります。

今日は朝、皆さんで黙とうをしようかと思ったんですが、町の広報無線を聞いておりましたら、今日の丁度震災の起こった午後2時46分にサイレンを鳴らして、町民で黙とうをしようということでございます。その時に合わせて、それまでに議会が終わるか終わらないか分かりませんが、途中であるならば休憩を入れて全員でその時間に黙とうをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではあいさつはこれくらいにしまして、今日は1日一般質問で終わると思っておりますけれども、皆さんの日ごろ思っておられるそういった一般質問に出されたことを十分に行政の方へ意見を述べていただくようお願いを申し上げまして、簡単でありますけど開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

直ちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会いたします。

なお、本日の会議中、CCNetの中継及び広報担当職員による写真撮影を許可しております。また、新型コロナウイルス感染防止のために、議場内でのマスク着用を許可しておりますので、される方はどうぞマスクをしていただいで結構です。また、一般の傍聴者については今日のご遠慮いただいております。白川町は有難いことに全世帯CCNetが付いて、よりリアルタイムで皆さんの一般質問の状況を家庭で見いただくことになっており、傍聴者の皆さんに入っただいでおりませんので、よろしくお願いいたします。

○ 議 長 ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

○ 議 長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、6番 嶋田有康君、7番 細江茂樹君を指名します。

◇日程第2 一般質問

- 議長 日程第2「一般質問」を行います。
今回の定例会には6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。
なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。
また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。
- 議長 それでは3番 梅田みつよ君。
(3番 梅田みつよ君)
- 3番 議長より発言を許されましたので質問に入らせていただきます。入らせていただく前に、今日3月11日は東日本大震災で死者、行方不明者が合わせて24,585人が犠牲になった日でございます。そして、この度の新型コロナウイルス肺炎で感染されました皆様も国内で1,200人を突破した状況でございます。大震災も肺炎も、どちらも惜しくも命を落とされました皆様方へ深い哀悼を捧げます。そして各地区が、議会の一般質問を自粛、中止あるいは短縮等を行っている中で、本議会はこのように行わせていただきますことを感謝申し上げます。そして町民の皆様のご理解をどうぞよろしくお願いいたします。
質問に入らせていただきます。行政サービスは、町民が等しく受けられるのが理想的です。現実には、その相手によって様々であろうと思います。サービスの種類は色々ありますが、行政サービスに限っては一定の対象者のためのものではありません。子供だけではない、男性だけでなく、女性だけでなく、高齢者だけでもありません。本町は特に高齢化率も高くなっておりますが、幅広い世代の皆様に等しく行政サービスを受けられることが求められます。町民の行政サービスやニーズに対する満足度については、どの課もご苦労があると思いますが、特に町民課は庁舎で言えば最初の代表窓口となっていること、また町職員の資質維持向上の面から、大きく3つに分けて質問させていただきます。
まず、住民への町民サービスの満足度についてお聞きしたいと思います。町では、住民の満足度については、どのような形で把握されているのでしょうか。また、お答えできる範囲で結構ですが、町民からの苦情等の状況とそれに対する対応はどのような形で行われているのでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

町民課長。

(町民課長 安江文郎君)

- 町民課長 それでは3番 梅田議員の本町職員の資質維持向上についてのご質問にお答えをいたします。

職員資質の向上に関しては、本来、人事担当課の総務課で回答するのが適切と思いますが、特に町民課とご指摘いただきましたので私のほうから答弁させていただきます。なお、一問一答方式ではありますが、最初の回答は少々時間を頂戴させていただきますのでよろしくお願いします。

ご質問で、議員は「行政サービスは町民が等しく受けられるのが理想的である」と述べられましたが、公務に携わる職員としても同感します。行政サービスは、民間企業の業務にはない公共の利益を追求するという特性をもっています。実際の業務に際しては、法令や条例など法規に基づいて、等しく公平なサービスを提供することが求められます。場合によっては、住民の方々に対して強制力や公権力を行使することもありますし、サービスを受ける住民の方には、サービスを選択する余地が少ないことも挙げられます。住民に等しく公平にサービスを提供するためには、法規に基づき行うことが業務の原点であります。法規に沿うことにより、そのサービスを享受できる方とサービスを享受できない又は不利益を被る方がどうしても発生することは、行政サービスの性質上やむを得ないと考えています。特に、町民課所管の住民記録、戸籍及び税などの業務は、国の法令で事細かに定められていることから、融通が利かず、住民の方々は何度も役場へ足を運んでいただくなど様々なご迷惑をお掛けしていることについて、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

また、行政サービスを提供するにあたって、住民の方々のご理解を得て、少しでも満足のいただけるものとなるよう、応対する職員の心構えやマナーの向上は大切であることは言うまでもなく、職員各々の資質向上も大切な職責の一つとも考えています。議員お尋ねの住民の行政サービスに対する満足度の把握することとは違うかもしれませんが、広報・広聴活動において、様々なご意見やご批判等を頂戴することもしばしばです。

また、全庁的にみれば、総合計画をはじめ各種個別計画を立てるときには、必ずと言ってよいほど、アンケート調査やパブリックコメント等を実施し、住民の意見等の把握に努めています。この際にいただいた貴重なご意見等を踏まえて、計画策定に反映させるとともに、実施にあたって、必要な法規を設けたり、改めたりして、公平性を確保しつつ行政サービスの質を上げていくことが、議員の質問された住民の満足度の向上へとつながっていくものと考えます。

また、町民からの苦情の状況とその対応については、先に述べました公務の特

性から「ムダが多く非能率」とか「応対が事務的で不親切」、「融通が効かない」、「前例にこだわる。」、「説明がわかりにくい。」など非常に住民の不満や苦情が発生しやすい職場であることはやむを得ないと考えています。しかし、先にも述べましたとおり、住民と直接対する職員が、このことを心に留め、公務員としてふさわしい心構えを持って、住民の応対にあたることによって、行政サービスへの理解と協力を得ることになると考えます。一般質問ですので、具体的な事柄については省かせていただきますが、町民課では、苦情や不適切事案が発生し、職員を律する必要がある場合には、「職員の心得」や「接遇研修」といった職員用のマニュアルを活用して、その都度、事案ごとに対応の心構えの確認やマナーの向上に努めています。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 はい、再質問ありますか。
ありませんか。

○ 3番 はい。

続きまして次の質問へいきます。最近ニュースでは様々な事件がありますが、特に議員も含む公職者の事件は特に批判が寄せられます。私たちは住民の皆様からの様々なご意見を聞きますし、場合によっては説明を求められる場面もあります。ニュースで取り上げられるものは一部の公職者の対応とは言え、社会全体の風土やモラルに関わってくるものだろうと思います。ここで、人間とは失敗する生き物で完璧な人はいない、という前提で話しを進めさせていただきます。本町の公職にあたられている皆様は心身共に健全であることが第一ですし、素晴らしい優秀な方ばかりであると信じておりますが、私たち議員も含めて、公職者は今一度、身を引き締めて新年度を迎えていくべきではないかと思えます。最近、県内の学校の教員による不適切な指導について話をします。その案件では、児童に対し不適切な発言や、物を蹴るなどの行為があり、教員は戒告処分を受けました。根拠となる法令は地方公務員法第29条第1項第一号及び2号です。経緯は色々あり、必ずしも一方だけを責めるものではないと思えますし、私たちもいつ被害者とも加害者にもなるか分かりません。自分だけはそうならない、ということもありません。これは一例としてあげましたが、質問していきたいのは、苛めの問題ということではありませんのでよろしくお願いします。話を戻しますが、町の職員の皆様は町の中心で働く大切な存在です。町民が絶大な信頼と安心を寄せて全てを任せている所です。ある時は指導者であり、ある時はランナーであり、ある時は住民のよりどころであり、様々な場面でご活躍いただいているものと思っております。常に町民の将来を牽引している存在です。町にとって非常に大切な皆様は、人一倍勉強を積み知識の向上も求められている上、この大変な時代の波を乗り越えていかなければならないわけで、そのご苦労には心から敬意を表すものであり

ます。しかし我々は現在の状態に甘んじてしまっていないかと、そんなことも思うのであります。令和2年度を迎えるにあたって質問をいたします。

本町の職員の皆様は、自己評価及び上司の評価など適正な人事評価と法令順守に対する取り組みはどのようにされているのでしょうか。また、職員間で課題と問題点を話し合うような場は設けられているのでしょうか。併せて、本町の職員の一人一人の「自律性」と「自己覚知」を養うべきと考えますがいかがでしょうか。ここで「自律性」とは、まさに自分を律することです。言われたことを言われたとおりにやるだけではなく、自分で考え、自分で自分を管理して仕事を進めることです。「自己覚知」とは、ソーシャルワークで使われる言葉ですが、自分自身の内面に入り込んで自分を知る作業のことです。そして、自分自身の価値観や人間性が、他人に良くも悪くも大きな影響を与える場合があるということを知ることです。逆に、他人を援助するためには、その人の価値観や人間性を先入観なく真摯に知る必要があるということになります。自分と他人の価値観の違いや共通点を知ったうえで、幅広い視野をもちながら対人への仕事に関わっていくことが大切だと説明を添えておきます。

○ 議長 はい、総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 先ほど町民課長も答弁で触れましたが、白川町役場には、昭和53年から引き継がれている「職員の心得」という冊子があります。内容は時代に合わせ多少見直しながら活用していますが、基本的な部分は全く変える必要がないものです。公人としても、私人としても、より良き人間を目指すこと、町職員としてふさわしい言動をもって本当の意味での町民の奉仕者となるよう心がけることなどが書かれています。

町民課長が答弁しましたように、職員の言動に対して厳しい意見が寄せられることもあります。職員として年数を重ねるうちに、また日々の仕事に追われる中で、大切な心得を忘れてはいないかと、折に触れ、町長、副町長も朝礼などの機会に職員に対して訓示を述べられます。私も、総務課長に異動となって最初の会議で、係長に普段の仕事の仕方、接客態度、私生活も含めて、職員として反省すべきことがないか一度係内で話し合っしてほしいとお願いをしたところです。

人事評価につきましては、平成26年度から本町においても導入し、研修を重ねながら取り組んでいますが、正直申し上げまして、現状ではまだ、大きな成果を上げるまで機能しているとは言い難い状況です。一番肝心なことは職員にしっかり向き合っ、部下の思いを聞き、評価を伝え、気づきを促すことであろうと思います。上司も同じです。今後はそうしたことを重点に取り組んでまいります。

「自己覚知」「法令順守」、そうしたことについても認識を深められるよう職員研修にも意を注いでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

いいですか、では次へ行ってください。

○ 3番 はい。

行政サービスは簡易なものから複雑なものまで多岐に渡ります。新しい発想は素晴らしいものがあります。今まで考えもしなかった逆転の発想もあると思います。そういった新しい発想がこの町の元気のきっかけとなり、進化向上する可能性があると考えます。そこで、現在の体制について、旧態依然となっていて改善できていないところはないでしょうか。また、あるとすればどのようなことが課題でしょうか。併せて、新しく雇用された職員や、若い職員の意見の反映への取り組みと、サービス環境の向上策としてユニバーサルデザインも含め現在の状況と今後の目標についてもお伺いします。

○ 議長 答弁を求めます。町民課長。

○ 町民課長 現在の本町の体制については、合併破綻を契機として組まれた体制が、多少の修正は行っていますが、続いてきているのが現状です。特に、ここ数年は、ベテラン職員の退職と新規職員の雇用が急速に進んだこともあり、業務の執行に際して、住民の方々からの厳しいご意見やご批判が寄せられることもあります。また、マイナンバーカードの活用など業務の電子化による住民サービスの向上とその効率化。併せて、人口減少など社会構造の変化が進展する中、業務を一層効果的に行うことが求められていると思います。このような課題は、公的機関のみならず民間においても同様の傾向を示しており、社会全体でも起こる「増える業務・増えない職員」という時代の趨勢に対応しつつ、住民サービスの向上を図ることが課題と考えます。

国においても、地方自治法を改正し、業務の民間委託や後で質問が出ています事務処理法人の設立が可能となったこと。また、市が中心ですが、スマホ等による手続きの簡素化、窓口集約による業務の効率化、手続きのナビゲーションシステムの開発など国からの要請を受けて窓口業務の改革事業として様々な取り組みがなされています。このような窓口に関する改革について、平成30年に総務省の諮問機関として設置された「窓口業務改革に関する検討会」で、現在、その現状と課題の洗い出し、論点整理、それによるマニュアルの作成などが進められています。本町においても、今後、検討される庁舎整備において、そのような窓口業務改革の先進事例を参考にしながら、住民窓口を始めとする庁舎のサービス環境の整備を図ることとなると考えます。また、新しい職員や若い職員のみならず職員全員が様々な知恵を出し合って活気ある窓口となるよう努めていく必要もあ

と思っています。

なお、事例の中に、現在の窓口でも取り入れ可能なサービスがあれば積極的に取り組むことは必要ですし、UD（ユニバーサルデザイン）についても、基本コンセプトである「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン」を、庁舎整備に組み入れていくことは必然と考えます。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。
ないですか、では次へ行ってください。

○ 3 番 はい、昨年12月に中国武漢で発生した、新型コロナウイルスは、世界で猛威をふるっています。町民の皆様におかれましても、不安と恐怖で一杯のことと思います。早速質問に入らせていただきます。本町の新型コロナウイルス対策について質問いたします。現在の新型コロナウイルスについて、潜伏期間も長く中長期的な判断を重ねていくものと思われそうですが、本町の各種対策会議や町内の情報として分かっていることについての説明をお願いいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。
総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 日々刻々と状況が変わる中で、先ほど町民課長も答弁しておりますが、コロナウイルス感染症対策につきましては、対応が各課にまがりますので、防災という観点から私の方で答弁させていただきます。国が対策本部を立ち上げたのが1月30日、岐阜県はそれより早い1月27日に警戒本部員会議を立ち上げています。白川町においては2月3日に警戒本部員会議を立ち上げておりましたが、岐阜県内で感染者が確認されましたので、2月28日に対策本部に切り替えたところでございます。ちなみに、2月27日には県内の全市町村長を対象とした対策協議会が、3月2日には県内の担当課長を集めて相互連絡窓口員会議が開かれ、県においても「オール岐阜」の体制で取り組むことを明言されています。

日本人で初めての感染者が確認された1月28日以降、町としては、まずは感染予防についての周知を図るため、すぐメールやホームページ、またCCNetや防災行政無線を通して注意喚起を呼び掛けているところです。2月27日の総理の要請以降の動きにつきましては、詳しくは延べませんが、3月3日以降全校で休校とし、学童保育を開設したほか、各種施設の使用制限、イベント等の自粛要請で感染拡大に歯止めをかける措置を講じております。今後については、予測できないことの方が多いた状況ですが、まずは情報提供に努めつつ、手洗いや自粛要請等に協力いただく中で予防を徹底し、状況次第で迅速に対応がとれるよう県との連携強化を図り、できうる準備に努めてまいります。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

- 3 番 今、県の方の対策会議、組長会議は2回目されるということでございましたが、本町もそれに準じて2回目を開催されるという事で良かったでしょうか。
- 議長 はい、総務課長。
- 総務課長 これまでの警戒本部員会議については2回開催をしております。対策会議が1回という状況です。明日町長が全組長が集まる対策協議会に出て、その内容を確認したうえでこちらの会議については必要に応じて開催をまいります。
- 議長 はい、3番。
- 3 番 では次です。
ひとつめの質問を踏まえ、本町の全体の対策については、今後どのように進んでいくのでしょうか。急な休校について現在学童の開設をされ担当されている皆様方には大変ご苦勞を頂いており感謝申し上げる次第です。一方で介護が必要な高齢者への対策はどのようなのでしょうか。
- 議長 答弁を求めます。
保健福祉課長。
(保健福祉課長 杉山哉史君)
- 保健福祉課長 介護が必要な高齢者や障がい者対策については、2月28日に、要介護者や障がい者の通所及び入所事業所の職員を対象として、感染予防対策に関する連絡会議を行いました。その中で、県からの感染予防指導文書による施設内の注意喚起、利用者及び職員の自宅及び施設到着時における検温の義務付け、体調不良者の利用休止、利用者のマスク着用、利用中の体調の見守り、外部から持ち込まないために面会や業者の施設内への立ち入り制限、職員や家族の人混みへの外出の自粛などの予防対策を徹底しました。また、各施設では、学校の休校により勤務可能な職員の把握と調整等の対策を行っています。それぞれの事業所関係者や町内での感染者が確認された場合は、通所系サービスは休業となることが予想され、その場合、在宅での介護や他の事業所での受け入れなどの支援が大きな課題になると考えられます。その都度状況により対応を協議することになりますが、まずは、職員が感染しないよう細心の注意をすることを、強く申し合わせているところで
- 議長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 続きまして、インフルエンザに例えますと、あっという間に感染してしまうウイルスでございます。肉眼では見えないものです。本町の庁舎や支所には消毒機器や設備がありません。この冬インフルエンザの流行時期に、2階庁舎内で感染が発生したことも記憶に新しいです。しかし、その後の庁舎内や会議室の消毒対応はされていないと聞き、危機感が足りないと言わざるを得ません。学童を利用したい児童生徒を守るための空気清浄消毒機器の導入を強く求めますがいかがで

しょうか。

○ 議 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 現在、庁舎等には出入りの多い箇所にアルコール消毒液を配置し、来庁者に使用を呼び掛けていますが、町にも消毒液の在庫がほとんどないため、職員には各自で手洗いを徹底するよう指導しています。また、来庁者でマスクが必要と思われる方があれば、マスクを使用していただくようマスクも配備しています。イベントや会議の際にもアルコール消毒をお願いしているところです。

学童保育の会場には、子どもたちに少しでも快適な環境を提供するため、それぞれ加湿器、空気清浄機を配備しています。ただし、役場庁舎については、現状では加湿器のみ各課を目安に設置している状況ですので、当面は定期的に換気を行うことを先般通達したところです。庁舎内の消毒については、窓口など一般の来庁者がある場所では、毎日朝の掃除の折や、状況に応じて消毒液を使った清掃を行っているところでございます。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問はいいですか。

次へ行ってください。

○ 3 番 本町や近隣地域での、マスクやトイレットペーパーが店頭にない状態が続いています。どの家庭もストックはされているとも思われますが配送等の見通しはどのようでしょうか。近隣地域からの聞き取りや、入荷情報など、また買いだめについてを商店任せにするのではなく町からも発信することは出来ないのでしょうか。

○ 議 長 答弁を求めます。総務課長。

○ 総務課長 現在、マスク、消毒液、除菌シートなどは、全国的に品薄な状態が続いており、入荷の見通しも立っていないと聞いています。ただし、トイレットペーパーやティッシュについては、デマの拡散により多くの方が危機感から買い占めに走ったことに起因するものであり、現在品薄の状態となっておりますが、在庫は十分あるとの情報を得ています。

先週初めから、町内2店舗に協力をいただき、今お話ししましたような商品の在庫状況を毎日確認しておりますが、トイレットペーパーやティッシュは週2回ほど安定して入荷しているようです。ただし、まだ、不安な状況は続いているようで、早くに売り切れてしまうとのことです。本当に必要な人が困ることのないよう、必要な分以上の買いだめをすることは差し控えていただきますよう、この場をお借りしてお願いいたします。

町から商品の情報を発信できないかとのご質問ですが、店舗によって状況も全く違ってきますし、タイムリーな情報提供が行えるとは思えませんので、町としてはデマの情報に惑わされないことの告知、また国や県に新しい動きがあれば、

適宜、情報提供してまいりたいと考えています。

- 議 長 はい。
- 3 番 すみません。週に2回、安定して供給がされているということでございましたけれども、私も何かの折にお店に寄って、今日も無い、今日も無いというような感じが続いておりますが、先ほど高齢者の問題もございましたけれども、買い物難民の買い物になかなか行けないという方がやはりいらっしゃって、何回もお店に行くことができない状況というのが続いています。更に、公共バスに乗ってわざわざ買い物に出かけてもやっぱり必要な物が得られないまま帰って、何回も公共バスに乗らなきゃいけないというようなこともあったり、また他県の子どもさんが、感染エリアの愛知県とか東京とか千葉とかそういった方々が、親がトイレットペーパーが無いのでどうしようということを相談し、例えば息子さんや娘さんがそのトイレットペーパーを持って白川町に出入りすると、そういったこともおきておまして、非常に人の行き来が危険なリスクがあるなというふうにも思っていますし、そういった何回もお店に行けなくてそういった方々が困っているということに関して、町で何かできることはないかということを検討していただくことはできますでしょうか。
- 議 長 はい、総務課長。
- 総務課長 先ほども答弁の中でさせていただきましたけれども、マスク、消毒液といったものについては、これは全国的に品薄な状態が続いているという状況ですけれども、トイレットペーパーとかティッシュについては、今デマの拡散による品薄状態が続いているということで、これについては比較的近いうちに安定してくるというふうに聞いておりますので、デマに惑わされないようにそういった消費行動をとっていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思っております。
- 白川町の場合は、比較的家に商品を買いだめという状況ではなく、多く安定して持っておられる方が多いというふうに聞いておりますので、町の方にもものすごく困っているという情報が寄せられているという状況ではございませんけれども、ヘルパーの方ですとか、民生委員の方ですとか、また公共交通の運転手さんですとかそういったところでそういった声があるのであればこちらの方に寄せていただくような、そんな対応をとっていきたいというふうに思っております。
- 議 長 はい、再質問ありますか。
- 3 番 ではですね、今答弁がございましたように、そういった方々へ困っているがいないかということ町の方に声をあげていただくというような事を改めて役の皆様が発信をしていただくということをお願いしたいと思います。

次へ行きます。国がこの感染を重大な事案として判断し、昨日も4, 300億

円の予算が計上されております。具体的に本町ではどのくらいの予算をどのように使われる予定があるのかということをお尋ねしたいと思います。

- 議 長 はい、答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長 現時点では必要に応じて現行の予算の中で対応しておりますけれども、今後国の対策の中で地方自治体にも支出を求められる事案がでてくるかもしれません。
また、白川町においても緊急の支出が必要になる場合もあると思われま。そうした場合は、予備費を活用して対応させていただくことになるものと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 ニュースで確認している事項でございますが、学童へ預けてみえる保護者の方については8,330円、そしてフリーランスの方は4,100円と、そういった予算が国で決まっていくわけでございますけれども、先ほど質問をしましたけれども、本町は高齢化率が大変進んでおりまして、介護者を抱えている方も働いていらっしゃるというケースが沢山ありまして、もしデイサービスや通所系がストップした時に、その介護者の人が休まなきゃいけないというような事態が起きるといふふうに思っています。保護者や仕事を持っていらっしゃる若い人もそうですけれども、お仕事をっていて介護者を抱えているという家庭についても、そういった対策はあるのか無いのか、今のところニュース等ではそういった報道はされておられませんけれども、これは是非町長さんをお願いしたいところでございますが、そういった方も支援が必要になるということを、是非強くお願いをさせていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。
- 議 長 はい、答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長 昨日国の第2段の対応方針が示されたところでございます。その中で今、梅田議員がおっしゃられたような内容もありましたけれども、休業補償の件についても最初の話があった時点から今回の第2段の発表の中で随分変わってきております。例えば融資の件についても、1兆6千億円というような大変な額を準備されたわけでございますけれども、無利子、無担保というものの、基本的にはこれはお金を借りることになりますので、先行き不透明な中で本当に自営業者の方々がお金を融資に踏み切られるのかどうか、その辺のところは心配だといったような声もあがっているところでございます。
今のお話の中で介護者について対応にならないかということでございますけれども、明日組長会議がある中で、今回の第2段の対応方針を踏まえて、組長さん方で意見交換をする場もございますので、そういった中で今後の対応について地方からの声を上げていければというふうに思っております。
- 議 長 はい、再質問ありますか。

- 3 番 最後の質問になります。情報公開や町内広報について、感染拡大を予防し防止していくために本町での取り組みの中で、本町にはメールですとか広報等の方法があるかと思えますけれども、やはりこの防災行政無線というのが本町の強みではないかというふうに思っております。画一的な使用だけでなく更にもっと細かくタイムリーに情報を提供していくということが、より感染予防につながるというふうに考えておりますが、そういった辺りは改善はあるのでしょうか。
- 議長 はい、答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長 先ほども少し触れましたが、町としましてはすぐメールやホームページ、また C C N e t や防災行政無線を通して、できるかぎりの情報を提供させていただいているつもりです。近々、紙ベースの情報も県から届くとの情報も入っています。とにかく今後の展開が全く読めない状況ですので、情報収集に努め、必要な時に必要な情報をお届けできるよう、最善を尽くしたいと考えております。
- 議員おっしゃられるように、町民が一丸となって、日本が一丸となって取り組まないことにはこの難局は乗り越えられないものと思っております。町民の皆様のご理解とご協力を心からお願いしまして答弁とさせていただきます。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 ありません。
- 議長 3 番 梅田みつよ君の質問を終わります。
- 次に、2 番 佐伯好典君。
- (2 番 佐伯好典君)
- 2 番 まず始めに3. 1 1 東日本大震災で亡くなられた方々に哀悼の意と再起の更なる復興をお祈りいたします。
- 私自身東京で震災にあい、子ども、家族のために白川へ夢と希望をもって帰ってまいりました。そして今、こうして議員をさせていただいているのですが、白川での暮らしが自分の家族だけではなく、今現在白川に暮らしている方々、また今後 I ターン、U ターンで白川に帰ってきて町民になれる方々にとって素晴らしいものになるよう努力することを表明し、質問に入らせていただきます。
- 私の質問は、町の自主財源確保のための施設管理費等の見直しについてです。令和2年度は「白川町第6次総合計画」の策定年度となり、令和3年度から8年間の計画づくりのため、それまでの第5次総合計画の実績等を踏まえた検証をし、町民自らが主役となる基本構想基本計画の策定を目指し、昨年8月より町内策定会議や議員を含めた町内外有識者20名の審議会もスタートしています。
- 先日の町長の所信表明では、住民自らの意思「自分たちの地域は自分たちの力で豊かにする」といった気運、地方自治の熟成を図ることが基本計画策定の隠れた大きな目標である、これから幾多の苦難を迎える令和の時代にこそ、夢と希望

の詰まった総合計画の策定が必要と表明されています、自分自身、審議委員として参加していることもあり、ともに町民のためにより良い総合計画にしていきたいと強く思っています。しかし、先日の審議会では審議会委員長である、岐阜共立大学学長の竹内先生より、住民の意見を聞くのは良いことだが、きちんとした財源の説明もないまま進めていくのは感心しない、白川町を含め、少子高齢化が進む地方自治体において財源の確保は非常に厳しく、まずは自治体経営の視点を持つことが必要である、と言われました。確かに様々な政策の実現には財源が費用不可欠であり、特に使い道が自由な自主財源は自治体がその特徴を最大限に発揮するためには必要不可欠と言えます。自由な発想、住民の夢と希望の詰まった総合計画には自主財源の確保が必要であり、そのためには納税額を増やすか、支出を見直し財源を確保することが求められると考えます。納税額が増えるのは理想ですが、この人口減少の中ではハードルが高いと思われ、まずは支出の見直し、つまりは財布の紐を閉める必要があるのではないのでしょうか。

現在、町から施設管理費等の補助を受け運営されている事業があります。こういった施設の施設管理費には、町の一般財源や繰入金等、自主財源が多く使われています。その中で営利を目的としない、いわゆる体験中心の、施設においては町からの補助は必要かもしれませんが、営利を目的とした施設においては、町からの補助を離れ自分たちで経営を成り立たせていく努力が必要ではないのでしょうか。そしてそれこそが、「自分たちの地域は自分たちの力で豊かにする」といった気運、地方自治の熟成に繋がると考えます。一つの例を挙げると、クオーレふれあいの里へは、前年度は2,174万円、今年度予算に於いても、2,218万円の自主財源での予算が上げられています。クオーレは営業で毎年1億2千万円ほどの売り上げを上げており、補助がなくとも十分に経営が成り立っていると思われ。町の施設だからということで、予算を投じるのも理解できますが、本当の意味で、町民から喜ばれる施設になるためには、自立し、経営努力によって町の財政にプラスになることではないのでしょうか。

クオーレを例に挙げましたが、他の施設でも光熱費、水道代、敷地借り上げ料など、民間であれば間違い無く借主が負担するところを町が自主財源で負担しています。町長の所信表明では地方創生交付金を活用した各種事業に触れられていますが、せっかく交付金を使い建てた施設も、その後の運営で町民の税金を使わなければ運営できなければ本末転倒ではないのでしょうか。貴重な自主財源を少しでも確保すべき視点から、質問をします。現在、施設管理費として光熱費、水道代、浄化槽維持管理費、敷地借り上げ料として、何施設、いくらの自主財源が使われているか。それは町の自主財源の何%かお聞きします。

○ 議長 はい、答弁を求めます。

企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 それでは2番 佐伯議員の最初の質問の回答をいたします。

現在、町が管理する施設については、本庁舎を含む役場・公民館関連、消防施設、町営住宅、小中学校、福祉施設、農林業関連の施設など、合わせて112施設があります。令和2年度町の一般会計予算案では、この112施設の維持管理費の総額としまして、1億3,784万円を計上しています。この経費のうち、施設の使用料や負担金として入ってくる特定財源が、3,483万円、残りの1億301万円が一般財源になります。ご質問の「自主財源」を、一般財源に読み替えておりますのでよろしくお願い致します。

一般会計予算における一般財源の総額は、41億8,931万円であり、このうち維持管理費に充当している一般財源の占める割合は、2.5%となります。ご質問にありました「営利を目的とした施設」としては、例に挙げていただいた「クオーレふれあいの里」の観光施設と、その他に農産加工販売施設があり、全部で7施設となります。うち地方創生交付金を活用して整備した施設は2つとなります。その7施設の維持管理費の合計額は、2,314万円となり、先ほどの一般会計予算の維持管理費総額の0.6%となります。以上で、最初の質問の回答とします。

- 議長 はい、再質問ありますか。

- 2番 では、数字が分かったところで次の質問にまいります。

民間であれば、先ほど質問にもあったように光熱費、水道代、浄化槽維持管理費は借主が直接業者に支払い、敷地借り上げ料は家賃として家主が徴収するのが一般的ですが、町においてそういったことは考えられないかお伺いします。

- 議長 はい、答弁を求めます。企画課長。

- 企画課長 それでは2つ目の質問の回答をいたします。施設にかかる光熱水費、浄化槽維持管理費など、施設を利用する上で発生する経費については、その施設の利用目的に応じて町の一般会計から直接支払うもの、運営する組織の会計において支出すべきもの、を区分して支出しているところです。また、町が借りた土地の敷地借上料が発生する施設については、運営する組織から家賃に相当するものを徴収してはおりませんが、今後その徴収をする考えはないか、については、施設を利用する組織が健全な運営状態であれば、当然に徴収するものと考えます。

本町のような過疎化が急速に進み、経済が活発化しないところでは、民間の活力を生かすことが難しく、行政が主体となって産業を興し、雇用の場を確保しなければならない。今日までそういった施策を講じながら本町の地域振興は進んで参りました。町の施設を利用して収益事業を行う組織については、観光や特産品

の加工販売など、町の産業振興を担ってもらおうよう、町が施設を整備し育成した組織ばかりです。組織の成り立ちや目的は、営利を第一に追求する一般の会社法人とは大きく異なり、一般企業と同じ競争力を持った会社に成長させ独立させることがゴールではないと思います。ただし、ご指摘のように、自分たちで経営を成り立たせるとする経営努力、気概は必要であり、役場のやることだからと甘んじてはいけません。町としても経営計画等の見通しを立て、経営指南を行うなど、健全な施設運営を継続するよう指導しなければいけないと考えています。

逆もまた然り、経済情勢が変化する中、組織が弱体化し必要のない施設との判断をすれば、事業を中止することも行財政が縮小する中、今後必ず出てくるかと思えます。ご指摘のあった自主財源の確保について、各施設の維持管理費の適正な支出に努めるよう、組織の経営努力についても更なる指導をして参りますのでよろしくお願い申し上げます。2つ目の質問の回答といたします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問。
- 2 番 質問させていただきます。今経営計画の見直し等が必要であるという話でしたが、個別の案件になってしまいますが、道の駅は経営計画というか経営に関しての助言を受けるような予算が付けてあったと思うんですけども、他の先ほどあげられた7施設において、現在そういった取り組みがあるのか、やるのであればやはり一定の数値というか基準をもってすべての所に経営計画、経営に対しての指南というものが必要だと思います。そういったことに対して一律で基準を設け、経営指南、経営計画等の見直しで改善を図っていただくような形というのをできるかどうかをお伺いしたいです。
- 議 長 はい、企画課長。
- 企画課長 今ご質問のありました道の駅につきましては、新年度において経営の改善を図るための予算を上げております。他の農林業加工施設につきましては、そういった施設の改善についての予算は特別には挙げてはございません。それぞれの施設において目的が違う、あるいは運営する団体の形態が大きく違います。規模も、売り上げと言ったものもかなり違っております。その中でそれぞれに経営計画というのは運営する組織が作っていただくこととなりますので、それに応じたそれぞれの指導をやっていく必要があるというふうに考えております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問。
- 2 番 今の答弁について、もう1つ再質問させていただきます。一律で同じ基準を持ってと言われたんですが、僕が質問してしまったんですけども、それぞれ目的が違うという話もありました。確かに同じ数字で持って行くのは難しいかと思うんですけども、どの施設においてもやはり経営計画等は出してしかるべきかなあとと思います。やはり自主財源の中、町長もいろんなところで財源が無いという

お話を町民に対してよくされておりますので、やはり一番こういったところが町民からも注目が高いと思われれます。今道の駅で1つ入ったようにですね、他の所でも町から積極的に経営に対して意見を言う、呼びかけても結構なんですけれども、そういった形で個別で結構ですので、1つひとつそういった経営に対して意識を持っていただくということを行っていただきたいと思いますが、そういった形ができるかどうかお願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは各施設の社長を兼ねておる部分もありますし、いろいろでございますので私の方から答弁をさせていただきます。それぞれ先ほど答弁しましたように、それぞれ目的が違うものでございます。例えばクオーレでいきますと、目的も違うし組織も違うわけです。町も出資をしておりますけれども他に出資者として地主の皆さん方が出資をしておりますして、その方が役員としてそれぞれの計画の決定をされるわけでございます。それから例えばまひまにいきますと、これも町が出資をしておりますけれども、それぞれ一人当たり10万円なり20万円なりという出資を職員の皆さんもしておりますし、私も個人的に10万円の出資をしておるといような、そんな状況でございます。そんな中ですので、まずそこを気にしていらっしゃる皆さん方の経営観念を持っていただくという形の中で役員会を進めておるわけですが、私は総じて皆さんに言っていますのは、まず黒字にしてくださいと、その黒字になった分は皆さん方の所得に反映できるようにしたいという話をしておりますして、例えばまひまは今年度も黒字になりましたので、少しでもその部分を皆さん方に還元できるというそんな話の中で本当に頑張っておみえになりますし、それぞれ自分たちがお金を出した施設だということで、頑張っておみえになります。そうした努力を何とか大きくしていきたい、そういう形の中で進めております。他の全ての私どもの町が出資しておる第3セクター的なものに対しましても、そういうお願いをしておるわけです。けれども、お願いと現実にやれる部分というのが大変格差があるものですから、いろんな問題も出てくると思いますけれども、本姿勢としてはそういう形でまず役員の皆様方が自分たちで経営の方針を考えてくださいと。お金というのは次々に出るものではないということも承知をしておっていただくものでございます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 2 番 是非経営者の方々には町の財源を含めて話をして黒字化を目指すように、更に積極的に働きかけていただきたいと思います。

続いて町長の所信表明についてちょっと触れさせていただきます。先ほど最初の質問でもしたんですけれども、地方創生交付金事業で造った施設がございます。

それに対して総点検を行い、更なる雇用の創出と人口減少に歯止めをと書かれておりますが、具体的に総点検とはどういった視点で行うのかお伺いします。

○ 議長 はい、企画課長。

○ 企画課長 それでは私の方から質問の回答をいたします。町の最上位に位置する第6次総合計画は、令和3年度から令和10年度までの8年間の計画期間として新年度に策定いたします。一方、白川町まち・ひと・しごと総合戦略は、平成27年度から5年間、基本計画と具体的施策に数値目標（KPI）を掲げ、毎年、効果検証、改善の進行管理を繰り返す（PDCAサイクル）を実施しており、新たな総合計画にこの「まち・ひと・しごと総合戦略」の基本計画を位置付けるということにしております。

ご質問の地方創生交付金事業は、この総合戦略の施策のひとつであり、総合計画の中でKPIの設定により事業の総点検と改善を繰り返していくということになります。この効果検証・改善（PDCAサイクル）を実践するのが、議員にも参画いただいています総合計画審議会となります。各種団体から選出されました委員により検証していただく予定ですが、目標の指標（KPI）の設定が重要となります。効果検証が町民にわかり易いものにするため、設定には審議会委員の皆さんの慎重な審議をお願いすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で質問の回答とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 2番 再質問というか、どういった視点でということまで質問させていただいたんですけども、要は交付金事業の総点検というのは6次総の審議委員会で具体的に決めていくというところで、この所信表明の方だと更なる雇用の創出と人口減少に歯止めをとという形で、更に前向きにもっと、言い方が悪いですが予算を付けて、更に付き進めていくような印象を受けたんですけども、そうではなくあくまで審議会の方で、皆さんでKPIを基に議論を深めていくと。今はそのまま行くかどうかということもまだまだ未定という受け取り方でよろしいでしょうか。

○ 議長 はい、企画課長。

○ 企画課長 一番最後におっしゃられた未定という部分では未定ですね。この計画は新たに作る訳なんですけど、今までのやり方で計画を作るということではなく、先ほどもちょっと触れましたけれども、住民の方の意見をある程度吸収しながら進めるということになります。前回の審議会の時に委員長から指摘のありました財政的な事を考えなくちゃダメでしょうという話でしたので、それにつきましては町の財政計画もございます。それを先ずは職員レベルの策定委員の方で検証し、それを課長会議等踏まえて審議会に出していくという形になります。

一方、町民の方が参画をしていただいている町民サロンについてもいろんな意

見を今吸収しているところですが、そちらの意見も参考にして新しい計画の基本構想といたしますか、柱をつくるということになります。町民サロンについては、議員にも関わっていただいておりますけども、新しい視点といたしますか町民目線でいろんな夢を語っていただける所です。新しい今までにない柱が計画の中に出て来そうかなという予感もしておりますので、そういったもので進めてまいりたいと思いますが、基本的には審議会の中でそういった設定をして進めるという形でいきたいと思っております。またご指導のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 はい、答弁が終わりました。
- 2 番 ありがとうございます。もう1度再質問させていただきたいと思えます。K P Iを設定してということで、現在地方創生交付金事業が既にあると思うんですけども、先ほどサロンのお話を出されたんですが、サロンもやはり夢を語るという形で進めてまいりましたが、やはり町民の方々が本当に参加したっていうような形で腑に落ちるには、審議会と同レベルまでいかななくてもいいんですけども、やはり財政の話をして現実的なところまで詰めていく必要があると思えます。審議会でもまだK P Iの設定の話とかがちょっと無い状態で、なかなか日付も厳しい中で審議するというお話でしたが、それって具体的にそういった数字をもって話し合いができる日程っていうのは何月とかが決まっていますでしょうか。
- 議 長 はい、答弁を求めます。企画課長。
- 企画課長 今回の町民サロンにつきましては、新年度6月位までは各地区のそういったご意見を徴収する場ということで、通称「楽しい会」ということで開催をさせていただきまして、引き続き意見を徴収するということにしております。また、審議会につきましては6月あるいは9月という形で、定期的に進捗報告と併せて行っていきます。最初の予定としましては6月に審議会を行いますので、こちらでどこまで進んでいるかというご報告を兼ねて今の財政的な部分も出せればなあと考えております。以上です。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 2 番 6月に出されるということでよろしいですかね。6月の審議会にはK P Iの設定とかそういったものをもって審議に入れるというふうに考えてもよろしいですか。
- 議 長 はい、企画課長。
- 企画課長 6月の審議会においては、まだK P Iの設定までは、こういったものを出すかというところは出せないですね。先ほど言いました新しい柱というのができると思えますので、そういったものをお示しができた段階でそれからK P Iをどうやって設定するかという形にもっていくと思えます。なので早くて9月くらいに出せるかなあと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 議 長 はい、町長。
- 町 長 ちょっと誤解といたしますか、この前竹内先生の話の中で具体的な予算の話が出ました。自主財源の確保は絶対必要なことですが、これは議員の皆さん方がそのことは考慮していただかなきゃいけないと思いますけども、町民の皆さんにはぜひ夢を、こういったもので例えばこういったことをやりたいから町長はそのお金を工面してこいというくらいのものでないといけないなど、しかもこれに使っていたお金はこれに使ったらどうですかというような、そういう提案を求めておるといふふうに私はそういう思いでおるところでございます。
- 議 長 はい、再質問。
- 2 番 今回の答弁なんですけれども、町民にアンケートやら意見を求めるとですね、必ず言われるのが「それ叶うのか」、「言ったって駄目じゃないのか」ということを僕も今まで何回も言われましたし聞きました。そんな中で今回の楽しい会というのは、本当に夢を語るという視点でスタートしたんですけれども、この間の審議会でもあってですね、それに対して町民の意見を聞いたのについていう、そのフラストレーションが更にたまる危険性をちょっとはらんでいるなど僕は正直この間の審議会で思ったんです。確かに町長の今言われた思いは分かるんですけども、やはり町民ももっと現実的な話がしたいというところも必ずあると思います。審議会ほど数値でおっていく必要はないにしろ、やはり町民の会議でも同じ団体で1回目、2回目ともし機会があればやっていきたいというふうになっているんですけども、そういったところで多少なりともそういった話ができるように何とか9月までにやっていただきたいし、先ほど9月にはという話だったので、やはりその審議会の中にもっと町民の意見を現実的に落とし込むにはそういった形で町民に対してもいろんな情報を提供する必要があると思いますので、ぜひ夢ばかり語ってがっかりさせないように、ちょっといろんなことを考えていかなきゃいけないなと思いますので、そこら辺をお願いします。
- 議 長 はい、企画課長。
- 企画課長 議員のご質問の中でですね、自由な発想、住民の夢と希望の詰まった総合計画には自主財源の確保が必要、あるいは納税額を増やすか支出を見直すかということが書かれておりました。町長の所信説明では自分たちの地域は自分たちの力で豊かにするといった地方自治の熟成を図るということで話をしております。町民サロンを実施する中で審議会でも出ました意見としては、町はここまでしかできないよ、後は僕たちでやりましょうねっていう、そういった気運をやっぱり持ってもらうというのも狙いです。今の財政的な事も少し出しながら、やはり質問にありましたように町の方の予算に反映するのではなくて、住民の方が自分たちでできるところを見つけていただくというような方向にもっていければなあと、個

人的には思っておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 はい。
- 2 番 確かに住民参加という中では行政に頼らず住民が自らやる部分もあるとは思いますが、やはりとにかく6次総に向けての一体感という中で、楽しい会や審議会の方でももう少しそちらの財源等の話ができて、皆で現状を知って話し合うという事ができたらいいと思いますのでよろしく申し上げます。これで終わります。
- 議 長 2番 佐伯好典君の質問を終わります。
ここで5分休憩をいれます。(午前11時22分)
- 議 長 一般質問を再開します。(午前11時30分)
次に、8番 安江孝弘君。
(8番 安江孝弘君)
- 8 番 ただ今、議長から一般質問のお許しをいただきました。2点ほど質問させていただきますが、一言議長にお願い申し上げたいのは、私は大変年を取っておりますが、町民から厳しい指摘を受けております。そのことを一言お願いしたいと思っております。それは何かというと、白川町の議会議員は全町一区で出とらへんかと。小選挙区制やないと、どの議員でもどこの仕事でもやってほしいとそういうきついお叱りを受けました。私はそのつもりでやっておりますけれども、おそらく皆さんもそのつもりでやってみえると思っております。選挙だけであちこちから札を取るんやない、仕事もやれというきついお叱りを受けて、そして今回の学校統合の問題でもきつくお叱りを受けました。良い悪いの問題やなしにお叱りを受けました。そういうことがありますので、議長において、これからの議会運営、議会に対する指摘、指導をよろしくお願いを申し上げて一般質問を始めさせていただきます。

私は道路網について2点ほど質問したいと思っております。はじめに国道256号の改良についてを質問したいと思っております。白川町全体で少子化がはじまり、人口減少が続いておると思っております。特に白川町では深刻であります。限界集落や2014年5月に日本創生会議から出された「消滅可能性都市」に郡内の5町村が入っています。これは、2040年までに白川町がなくなってしまうかもしれないということです。今こそ若者が立ち上がり行動をしなければ、私たちのような高齢者はその収穫の喜びや、果実を味わうことができないかもしれません。しかし、今種を蒔かなければなりません。

そこで、令和2年度は「白川町第6次総合計画」の策定年度になり、町政の方向性を決める重要な年になります。町での計画のある、庁舎の建設計画や白川町の3中学校と白川町小学校の建設に向けてどうするのか。そのためには、まず道

路網の整備が不可欠であると思います。ただ今から国道256号をどう改良していくのかを質問させていただきます。この256号の全体の39%が完成しており、総延長20,724m、改良済みが8,120mでございます。未改良部分が12,604mとなっておりますが、今後の道路改良計画をどのように進めていられるのかまずもってお聞きしたいと思います。

○ 議長 答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 藤井勝則君)

○ 建設環境課長 それでは8番 安江議員の国道256号早期改良について答弁をさせていただきます。国道256号は岐阜市から長野県飯田市へ至る延長約21.9kmの一般国道です。この国道は、県が管理している道路で、岐阜市から中津川市までは、岐阜県で管理しています。このうち、町内の区間は、白川町坂ノ東の坂東橋から佐見地区をとおり桜峠までで、可茂土木事務所管理されています。この区間の総延長は、約20.7km、このうち約8.1km、全体の約39%が改良済みとなっております。現在、この区間で道路改良事業が計画され実施されているのは、佐見小野～大寺区間の小野大寺バイパスと白山の渡合工区の2か所です。小野大寺バイパスの道路改良事業では、事業区間が約2.4km、標準幅員が5.5m、全体事業費が約11億3千万円、令和元年度末の進捗率は、約72%と聞いています。また、渡合工区は、事業区間が330mで標準幅員が5.5m、全体事業費が約6億2千万円、令和元年度末の進捗率は、約97%と聞いています。

この後の道路改良計画は、まだ県の方では出来ていないようですが、町としては引き続き地域の活性化、豊かな暮らしの実現のほか災害に強い地域づくりを目指し、関係市町村・団体と連携して県に対し積極的な要望活動を展開してまいります。以上、答弁といたします。

○ 議長 はい。

○ 8番 課長さんではそういう答弁しかできないと思うし、現在やっておる状況しかできないと思いますが、これだけの距離数があつてこれから庁舎の建設ももちろん去ることながら学校統合の問題等々、これは佐見だけではございません。黒川もそうですが、白川町全体の道路網が良くならないかん。その道路網が良くならないかんところの白川加子母線は全線開通しております。また、恵那白川線もここ近年で開通するであろう、完成するであろうと思っておりますが、その256号の改良工事もさることながら、この改良工事を今の路線のままでやっていくのかどうか。それはどういうことかということ、今徳田まで大体改良ができて、徳田から峠を越えて成山へ抜けていく、そして256号を下から徳田の集落を通って稲田、成山まで入っていく。その距離間が非常に長い。そして今じゃ3.6mくらいの所が何か所もあつて大型バスは入れない、そういう状況の中で今一番大事な

ところが改良できておらないんです。その改良をしようと思うと、1回や2回の予算がついたぐらいではできない、そこら辺のところのことをどうするのか、そして佐見には期成同盟会というその国道をつくるための素晴らしい会があるわけでございます。その期成同盟会がまずもって路線の付け替え、あるいは付け直し等々をやらなければ、今の道路を議会や町長の方から陳情するにもなかなか私は難しいと思います。そして、可茂土木からいつも視察に来て話をしますけれども、なかなかあれだけ長い距離をどうしていくかということが、非常に可茂土木さんでも難しいであろうと思っておりますが、これは一つの大きな問題として、町長をはじめ議会が全体、いわゆる国会議員を寄せてですね、どういう方向で行くかという事をしっかり論議しないと、まだ1万m以上もあるということは、大体1回千mずつ補助金をくれたとしても10年かかる。500mなら20年かかる。100mや200mでやれば何十年もかかる。今年役場へ入った方々が40年45年務めて退職されるときでもまだ3分の1しかできないと思うんです。そういう状況の道路を、どのように改良しどうやって陳情をお願いをしていくかということが一番大事であると思うし、私が調べたところ、県下で一番悪いのはこの256号と黒川福岡線です。なぜこう悪いかと。特に黒川なんかはですね、国会議員が何年もやってみてもあんな状況。それかといって揖斐や飛騨の方へ行っても道路網だけは完全に整備されておる。加茂郡の中でも八百津町と白川町が一番悪い。これを何とかして、これは人が悪いからできなんだとかそういう事じゃなくって、やっぱり議会としてもこの運動が足らなかった。そして国会議員にもう少し力を入れてお願いしなければならなかったということが今わかる訳ですけども、年寄りではどうにもならないかもしれませんが、そして今、国道の中で一番大事なことは路線を決定していくということも大事であろうと思っておりますが、黒川の道路に平成と令和に予算がついております。その道路の予算が返上されまして、その予算がどこへいったかという佐見の256号に使われております。佐見の256号に使うことは結構です。しかし黒川の小畑バイパスに予算がついたその金額が1,800万円、そして片方は1,600万円、それだけの予算が佐見に取られたといっておかしいんですけども、佐見の国道が少しでも良くなって、なぜそういうことができていくのか。黒川はなぜやる気がないのか。どうしてそうなるのか。私には分かりません。しかしこの前、可茂土木の野原所長に何とか話をつけるから待ってほしいと言ったら、今回でしまいだと、この次からやってくださいという話でした。しかしそういうこともあってですね、これはそれだけ駄目だということではなしに、256号の長きに亘ることをやっぱり箇所付けで、バスの入らん所はバスの入るように先にしていくとか、そういうことをちゃんとやっていかないと、私はこの道の改良はなかなか進んでいかない。それ

を建設環境課長さんか町長さん、どういうふうに近い将来計画、予算をとってそして国会議員あるいは知事に陳情していくのか。まず白川町もですね、県に陳情にこの頃行ったことがない。そして県の土木が来ても皆で話をしてどうするということも無い。これではなかなか道路網の整備計画というのは上がっていかないとと思いますが、このことについて町長は将来的に、町長の責任とかそういうことやなしに、将来どういう方向にしたら一番道ができて、白川町のためになるか、そういうことが分かっておいたら一つご答弁いただきたい。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 答弁になるか分かりませんが、一つだけ質問をさせていただきたいと思いますが、議員さんからそういう形で言われましたんですが、議員さんとしてはどのような方法が一番いいのか教えていただきたいなというふうに思いますし、それからもう一つ、その前に私の方の答弁もさせていただきますが、陳情されないあるいは国会議員へという話でしたんですが、国会議員へ行くというようなことは当然、これは県道の話でございますので県会議員を通しての話になりますけれども、これは私どもはやっとるわけですが、議員が先ほど言われましたように1回も行っていないというような話もございました。決してそういうふうじゃなくて明日も現実に県の整備局の方へ伺うことになっております。

それは別としまして、実際私どもの計画というか、これは県の予算ですので我々はお願ひするしかないということですし、我々でできるところは例えば下を回る道ということですが、鷹ノ巣を回れば少しでも近くなるということで、これは町道ですので来年度の予算の中でも鷹ノ巣の改良もあげておるとことでございます。そういう中で一生懸命やらしておっていただくわけです。

もう一つ今、佐見地区でも問題になっております地権者のお許しがいただけない所が1か所ございます。これにつきましても昨日、県土木との話し合いの中でどういった方法でこの県道をやっていくというような話も決定しておるところでございます。それらについても報告を申し上げまして、議員のご意見を伺いたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○ 8 番 町長から議員の意見を聞きたいということでございますが、私も町長以上の特別なそんな話があるわけじゃございませんが、ただ町長という一つの職の長であるがゆえにですね、これは例としてあげると、黒川なんかは国会議員が参議院議員をずっと何年もやられ、そしてまたその息子さんが参議院議員を何年もやられ、それではいかんでって渡邊先生の衆議院議員を代わっていただいて衆議院議員になられ、そしてかなりの年数を衆議院議員をやられて、また参議院議員をやられて当選してみえた。郵政民営化で辞めざるを得ない状況になってしまったんですが、そういうことをされておって国会議員がおられてもなかなか道ができなかつ

たということは事実なんです。だからそういう事実を踏まえて私は今からでももっと地元の金子先生やあるいは渡邊先生や、野党であっても今井先生やそういう方々の4区の先生方に頼み、そして私が今一番情けないと思うことは、加茂郡で県議会議員を出し、その県議会議員が白川町にいてくださる。その県議会議員の地元で予算のついた1,800万円、1,600万円という予算が、わざわざ佐見の256号の総会に行って、佐見に使うというようなことをしゃべっておられる。いかにも私はたるい、寂しい話だと私は思っておりますが、それはそれとしてですね、そういうふうでやっぱり国会議員に何が何でもということで何回もお願いして作りあげていくような方向をとらない限り、これは答弁にはならないと思うんですが、そうしていかないと、そして可茂土木が来ても一人か二人の議員で話しているだけで真剣さが無いと思うんです。それかてって先ほど言ったように、揖斐郡の一番山の中の悪い所も武儀郡の悪い所も、こんな道は無いんです。飛騨へ行けば益々素晴らしい。これは町長が悪いとか、誰が悪いで道ができませんという問題じゃない。なぜできないかということが私も不思議に思っておるわけですが、これから如何にして造り上げていくかということが一番大事で、これから議長を中心にしてどういう方法で議会をもっていくのか分かりませんが、そういう方向で道路網が確実な整備ができるように私はお願いしたいし、そして今、小野バイパスの久室側の終点に橋を架け、山に入って町営住宅の所に行くということらしいですけど、これをやるにも大体12億円くらいの予算がなければいけないと思う。この場所は前町長が町でやるで心配するなということ断言されておると聞いておりますけれども、町長が代わられてそんな訳にはいかんと私は思いますが、そういうことをいろいろ考えますとどうしても何といても議会や町長が中心になって、1mでも2mでも早期に道を広くすることが大事であると思いますので、どうか町長におかれましては最高の指導をしていただいて、議会も議長を中心にして最高な状況を踏まえてこの国道256号が早期にできて、そして学校統合をスムーズにできるようにしていただきたい、そんなことを思っております。

では、次に移ります。次に、県道白川福岡線の早期改良についてお尋ねします。これも白川黒川地区を通る白川福岡線ですが、全体の45%が完成いたしております。この総延長は20,202m、改良済みが9,087mで、いわゆる改良のできておらない部分が11,115mまだ残っているわけでございます。この道路改良計画をどうしていくのかお尋ねをしたいが、その中で先ほど言った令和2年、平成につけた全部で5千万円近くのお金がですね、256号に取られたわけではないと思うけれども、なぜそっちにやらなきゃならんのか、話に聞くと土地の話がつかなかったと。それも業者が受け渡しまで済ませておるのがそういう形になっておる。何か不思議に思うわけですが、これは町道やないで分らんと

言われるかもしれんけれども、町をとおるやつですからそんなお粗末なことでは困ると思うんですが、この点についてもお尋ねしておきたいと思います。

○ 議 長 答弁を求めます。建設環境課長。

○ 建設環境課長 それでは県道白川福岡線の早期改良について答弁をさせていただきます。岐阜県道70号白川福岡線は、白川町三川から中津川市下野に至る延長約30kmの主要地方道です。この道路も県が管理しており、三川の友渕からから黒川地区をとおる中津川市との市町境切越峠までを可茂土木事務所で管理されております。この区間の総延長は約20.2km、このうち約9.1km、全体の約45%が改良済みとなっています。現在、この区間で道路改良事業が計画され実施されているのは、黒川小畑～下之平区間の黒川バイパスの2工区です。事業区間が約1.6km、標準幅員が6.0m、全体事業費が約20億円、令和元年度末の進捗率は約57%と聞いています。この後の道路改良計画は、ここもまだできていないようですが、この路線についても、引き続き、関係市町村・団体と連携して県に対して強く働きかけてまいります。

それから先ほどの、黒川第2工区の事業費が佐見の方へ流れたというようなことをおっしゃられたわけなんです、私の聞いている範囲では、契約後か契約前なのかちょっと分かりませんが、契約後に大きく減額されて、お金が他町村に流れたという話は聞いてはおりません。ただ工区内での変更はあったと聞いておりますので、事業費のやるところが少し手前の所で工事がされたというような話は聞いております。ただ県の予算のことですので、路線ごとの予算配分の詳細は分かりませんが、ここ数年の県営事業の負担金、道路改良事業費ですと10%を町が負担をしないかということですが、それをみてみましても当初予算と決算を比べて減っているような年はなかったと思います。それで、その時佐見の方へお金が流れたってことならば、確かに白川町の負担金が減るという事はないかというふうに思いますが、県の方では地権者とか関係者に対して丁寧な説明をしながら、理解を得ながら事業を進めているということですので、その中で話がうまくいかなくて、佐見の方へお金が流れたということはあるかもしれません。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい。

○ 8 番 お金がどっちへ流れたこっちへ流れたとそんなことは何も構いません。ただ落札者の通知書を見ますと、令和元年10月15日に落札をして、安江土建さんが1,850万円で請けておられます。そしてもうひとつは、これも同じですが平成30年11月21日に1,670万円で請け負われておるのが佐見の256号へ入ったということらしいです。私は現場へ行っておりませんから分かりませんが、そのことはそれで良いと思う。どちらかで良くなっておるんですから、た

だ256号ですね、加藤県議会議員がおられてそのことをわざわざ佐見まで行って報告しなきゃならん話じゃないと私は思うんですよ。そういうことをしとられるためにいろいろな噂が出てきておることも事実なんです。それよりも何よりもやっぱり黒川はこれから道をまだまだ造らなきゃいかん、バイパスもやらなきゃならん、そして奥新田の方も待避所もないぐらいの所なんです。何とかしてそういうことをやらなきゃ、そこには一番大事な県議会議員さんがおみえになるわけで、その方がもっと力を入れて真剣になって、私は道路改良に臨んでほしいなとそのことをお願いをして、全線をですね、早期に100年と言わず10年ぐらいに完成できるぐらいの勢いでひとつやっていただきたいし、このことについては議長も議会をまとめていただいて、まずは町長を連れて、付いて行っていただいて、県へお願いするぐらいの企画を考えてほしいなということをお願い申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長 安江孝弘君の質問を終わります。
ここでお昼になりますので休憩にし、午後1時から再開したいと思いますのでよろしくお願ひいたします（午前11時57分）
- 議長 再開します。ただ今から午後の会議を始めます。（午後1時00分）
それでは午前中に引き続きまして一般質問。
7番 細江茂樹君。
（7番 細江茂樹君）
- 7番 議長さんのお許しができましたので、一般質問をさせていただきます。
質問事項についてはですね、特定地域づくり事業協同組合の創設についてということについて、質問させていただきます。令和2年度予算については、第5次総合計画の施策大綱にそった内容ですが、私は下記の点について、ご意見をお聞きしたいと思います。
始めに1点目の質問です。施策大綱にある、人と人とのふれあいによるまちづくりの中で集落支援員の設置、NPOやボランティア活動の支援、次に緑の資源を生かした豊かなまちづくりの中では、農林業従事者の確保、また、白川を愛し、たくましく心のあったかい人をはぐくむ町づくりの中では、外国語教育に対する英語非常勤講師の設置や特別な支援が必要な児童・生徒のための支援など、人材の充実を図り事業を推進することが明記されています。しかし、町内でも年々人口減少が急速に進み、さまざまな事業にあたる人材を確保することが大変難しい状況となっています。
国では、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が令和元年12月4日に公布され、令和2年6月4日から施行されることとなっています。この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、

地域社会の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できるよう、特定地域づくり事業を推進して、併せて地域づくり人材の確保及び活躍の推進と地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的に制定されているものです。この法律は、人口急減地域対策議員連盟が主導となって制定されたと聞いておりますが、今後において地域の人々から信頼や敬意を得た活動が継続できるのか。給与水準が家庭を維持するのに十分であるのか。住宅現状、子育て環境が十分であるのか。長期的な生活安定が得られるのか、失業の恐れはないのか、十分な年金など老後の保障を得ることはできるのかなどの問題があったようです。

さて、この法律の施行に伴い、本町においても人材不足が危惧されている中で、「特定地域づくり事業協同組合」を作り、事業推進を図る考えはないのか伺います。

○ 議長 答弁を求めます。

企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 それでは7番 細江議員のご質問にお答えいたします。

本町では、少子高齢化による急激な人口減少が続いており、農林業をはじめ様々な職種、また地域で行われている伝統行事や集落の環境整備の活動においても、これらの事業を担う人材が不足しております。ご質問の「特定地域づくり事業協同組合」の制度については、これらひとつだけの事業では生業とならないものを組み合わせ、年間を通じた仕事を創出し、地域に必要な人材を確保することを目的に、今年の6月に法律が施行されるものです。

地域の事業者が出資して組合を設立し、働き手となる若者を職員として雇用、それぞれの事業の必要な時期に一定期間、人材を派遣する仕組みです。派遣される職員は、組合が通年雇用することで様々な仕事に従事しながら安定した社会保障と給与が保障されます。組合は事業者からの利用料と、国、市町村合わせて2分の1の助成を受けて運営することとしております。

この特定地域づくり事業協同組合を作り、事業推進を図る考えはないか、とのご質問について、「十分に研究する余地がある」と考えています。白川町でこの組合による事業を行う場合、具体的にどのような組織が事業者になるのか、その候補としては、建設業を営む会社又は個人事業主、集落営農組織や、お茶、トマトなどを営む個人の農家。森林組合や林業を営む団体、個人事業主、飲食店や第三セクターなどのサービス業も含まれ、年間を通して雇用はできないが、一定の期間に人材を必要とする組織や個人は多くあると思います。

また、白川町に住みたいが安定した仕事の確保が難しいと考える移住希望者、Iターン者やUターン者を職員として雇用することが想定でき、移住定住の推進

にも繋がるものと思います。ただし、事業協同組合を誰がどのように運営し、安定した仕事を提供し継続していくかなど、これから詰めていく課題も多いと感じております。6月の法律施行に向け、国から改めて市町村への説明と意向調査も行われる予定であり、希望する事業者等の調査など慎重に進めて参りたいと思います。以上で7番、細江議員の質問の答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。
- 7 番 ありません。
- 議 長 では次の質問。
- 7 番 では2つ目の質問に移らせていただきます。

森林資源の活用や森林の公益低機能の発揮のための施策についてを質問させていただきます。白川町は、昔から「東濃桧」の産地として林業・木材産業が主要な産業となっていますが、住宅様式の変化などによりその桧の価格が下がり、林業を取り巻く現状は厳しい状況が続いております。これにより、森林所有者の林業経営や森林管理に関する意欲の低下が見受けられます。しかし、町内の森林の状況を見て分かるとおり、白川町の90%を占める森林の中ではヒノキを主体とした人工林が多く、その人工林は戦後30年間で植えられたものが主体です。現在、その人工林における木材資源量が充実し活用できる状況にあると聞いております。

また、白川町の5次総合計画の基本目標では緑の資源を生かしたまちづくりとあるように森林資源は重要な資源でもあり、森林の持つ水源かん養・土砂の流失防備や保健的機能などの森林の公益的機能の発揮が町民の安心・安全な生活にも繋がると思われます。

そこで、現在の状況を踏まえ、県から本庁林業専門監として派遣された2年間の振り返って町の森林資源の活用や森林の公益的機能の発揮のために今後どのような取り組みを重点的に行っていくことが良いと考えているか伺います。

- 議 長 答弁を求めます。林業専門監。
- 林業専門監 それでは7番 細江茂樹議員の一般質問にお答えさせていただきます。

さて、2年間の町の勤務で経験させていただいたことから町の森林資源の活用や森林の公益的機能の発揮のために今後どのような取り組みが必要かについて話させていただきます。まず、森林資源の活用についてですが、質問にありますように50年生以上のスギ・ヒノキの人工林は多く、人工林面積全体の約7割に当たります。植えた当時の計画ならば収入を得るための伐採をする時期を迎えています。木材価格の低下や賃金上昇などの経済情勢により収入が見込めないため、間伐等の森林管理ができていない森林が増えています。一昨年町の市町村整備計画策定における地域検討会や森林組合の座談会で聞かれた町内の森林所有者の

方々からの森林管理への課題は主に3つあり、1つ目は森林の境界が分からないや、今後分からなくなる。2つ目は木を伐れる人がいないや、少なくなった。3つ目は森林の管理や木を出すための作業道が必要。といった意見がどの地域でも聞かれました。これらは、今後、森林資源の木材利用の面においてはとても重要なことです。

町内の森林は小規模な個人所有林が多いため、間伐や作業道などを開設するためには、まず森林の境界を確定する必要があります。現在、地籍調査事業が進められていますが町内全域を進めるまでには10年以上かかり、境界を知っている森林所有者が年々少なくなっているため第一に急ぐ必要があります。また、森林境界を確定後には、適正に森林管理を行わなければなりません。特に人工林が多い地域においては、まず、間伐が必要となりますが、その間伐を実施する人が現在、不足している状況で担い手の育成を急ぐ必要があります。なお、森林管理や木を出すための作業道の作設については、近年、他の地域では豪雨時に森林作業道の路面水が起因となり林地の災害が発生しているため、災害に強い路網の作設が必要であり、作設するための知識と技術の取得が必要です。

そこで、今後、どのようにこの3つの取り組みを進めるかですが、令和元年度より間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の整備事業及びその促進に関する費用に充てられる森林環境譲与税が始まりました。また、令和2年度に全国で発生した気象災害等が森林の手入れが行き届いていないことが一因となっていることが背景にあることから、令和2年度からは交付額が倍額になります。この森林譲与税を活用して、町では、本年度より森林境界の確定や人材育成を実施しています。特に人材育成については、本町の林業では一人親方などの個人事業主が多く担い手の育成が難しい状況です。そこで、昨年、町内の林業事業者が会員となり、人材育成を推進していく白川町担い手育成協議会が設立されたため、会員への安全講習や新規就業者の育成に対して協議会への支援を始めました。今後も森林境界の確定を促進し、林業担い手育成協議会では、起業や森林組合と連携した事業実施など間伐面積や木材生産量の増加に向けた仕組みづくりを行ってほしいです。

路網についても、林業担い手育成協議会で地形や地質の見方や水を集めない路面排水方法について、知識や技術を身に付けて災害の起因とならない道づくりを進め、木材資源の利用増加に繋げて行ってほしいです。

次に森林の公益機能の発揮ですが、適正に整備された森林は美しく森林の持つ木材生産、水源かん養、土砂流出防備、保健休養など公益的機能を高く発揮できます。しかし、急傾斜地や奥地の森林は、木材生産が難しいため放置され森林管理ができない傾向にあります。そうした森林を今後どのように整備、管理して

いくかが課題になっています。他の市町村では、森林環境譲与税を活用し市町村が間伐を実施する取り組みが進められているので参考にすると良いと思います。

また、先日9日には、岐阜県立文化アカデミーと町との連携協定を締結されました。これにより、境界確定、人材育成、木材加工、建築や木育などへの技術的な水平連携が可能になります。また、新しく地域活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を多様な分野で活用する「森林サービス産業」の支援についても期待できます。

この2年間白川町にて勤務しましたが、やはり林業地であるため森林・林業や木材加工、建築などに特色があり、また、木質バイオマス利用等の先進的な取り組みをされてきています。改めて、国や県の森林・林業施策がうまく合わないところがあると分かりました。町においては、森林環境譲与税の活用と合わせ現状の施策や補助事業を見直し、これにより持続可能な循環型の森林社会づくりに向けた施策を進める時期にきています。白川町の豊かな森林と森林資源の活用ができれば白川町の林業・木材産業の振興がさらに進むと期待しております。

また、近年、木材が工業製品化している時代ですが、東濃桧の産地として、高い加工技術などの他に小径木から大径木までを伐採から製材製品出荷までの間に行われる木材を見る選木・採材・選別の技術は優れており、町内に木材生産・市場・製材加工・製品流通・建築がある地域では、特に残すべき技術であり、今後、大径木化する東濃桧を活用して商品化するためには必要なものになります。是非、町内の林業・木材関係の協同組合が連携して今後の白川町の森林資源の活用を検討していただきたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。
- 7番 ちょっと2点ほどお伺いしたいんですが、人材の担い手とかそういう人が少ないということで、先ほど協同組合を作ってはどうかというような話をしたんですが、その点はどういうふうに専門監は考えられているのかという事と、もう一つはバイオマス発電ですね、あれはやはり推進していくべきかどうか、これだけ山が多いものですから、その辺をどういうふうに考えてみえるかのその2点、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 議長 はい、答弁を求めます。
- 林業専門監 人材育成につきましては、昨年度白川町の担い手育成協議会を設立しました。実際、個人事業主が多いので今、会員は35名ほどとなっております。昨年2名の方が就業されて支援を受けております。その中で、やはり年間通用して雇用ということは、非常に林業というのは冬場の休みが多いので夏場の安定な事業量が必要になってくると思います。先ほど言われたことについては、年間安定的に雇用できる体制づくりというものが一番必要になってくるのではないかと考えてお

ります。

次に木質バイオマス関係のお話ですが、現在白川町においては、高性能林業機械といった木材搬出について、低コストで大量に出すというシステムが整っておりません。また、県内には大きなバイオマス発電施設もあります。ついては、白川町内で生産された木材について、循環的に回せるか、バイオマスの燃料をどういうふうに安定に供給して、どういうふうにバイオマスとして発電していくかということが非常に必要になりますので、安定供給と消費と木材からでる発電量を調整していくのに見合った計画を立てていくということが非常に一番大切ではないかと思っております。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 7 番 ありません。

○ 議 長 はい、7番 細江茂樹君の質問を終わります。

次に5番 服部圭子君。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 それでは議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問は大きく2点ございます。まず最初の質問からまいります。

最初の質問は、コロナウイルス予防対策のための学校休校措置について、3点に分けて質問させていただきます。2月28日の朝、コロナ感染予防対策会議で、町内の学校の休校を3月2日から一斉に行う決定がされ、議会にもその説明と報告がされました。ただ本会議開始前のあわただしい中、議会では協議することもなく実行されました。今回の国からの無茶ぶりの要請に対し、冷静な判断を行えたのか、協議した会議の内容や構成員、決定のプロセスについて、どのように評価しているのかを質問いたします。

○ 議 長 答弁を求めます。

教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教育長 5番 服部議員の質問にお答えします。町では2月3日13時からと、2月26日9時から「新型コロナウイルス感染症警戒本部会議」を開いて体制を整えておりました。2月28日には、8時30分から新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しております。構成員は町長、副町長、教育長と課長10名で通常は課長会議と呼んでいるメンバーです。28日にはこのメンバーに保健師も参加しております。

3月2日から臨時休業とすることに関しては、28日9時30分ごろ、可茂教育事務所（県教委の出先機関）とも協議をし、管内の状況も掌握した上で教育長が判断し、町長・副町長・課長会に報告、その後、議会定例会が終わってか

ら議会にも報告したと、こういう経過です。

その後、午後1時半から教育長室と8小中学校長とをテレビ会議でつないで決定事項と決定と共に生じる課題についてその対策を示し、学校は同日下校するまでに文書で、教育委員会はメールで学校と各家庭に内容を配信しております。冷静な判断を行えたのかということがありますが、総理大臣の要請報道がなされたその時点で、教育委員会としては3月2日から臨時休業に入った場合に、その時に想定される課題を整理して、その対応の見通しをある程度立てておきました。そして先ほどの町の会議でも検討しながらここに進んできておりますので、冷静さを失うことはありませんでした。

そして、まったく急なことであるにもかかわらず町内の教職員、保育園職員、学童の指導者、保護者、家族、子どもたち、保護者を雇用しておられる町内企業の皆様方など、皆さんいろいろな思いをお持ちでしょうが、3月2日からの学校の臨時休業に対して協力をしてくださっています。この場を借りてお礼を申し上げる次第です。ただし、これがいつまで続くのか分かりません。長引けば新たな問題も生じてきます。現在の対応方法を改善していく必要性があることは十分に認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問はありますか。

○ 5 番 この決定についてなんですけれども、今の答弁によりますと教育長が教育委員会で教育長が判断した。それを課長会議の方に報告し、検討してもらったというふうにお聞きいたしました。教育長が判断する時ですが、他の町村ではですね、やはり準備をするために2日はまずは休校にせず、子ども達に自然にそのことを受け止めてもらうために1日2日そういった準備のための時間をとるのですとか、そういった面をしているところもありますし、学童保育を開催することについて、実際に学童保育の現場の人に聞くとか、そういった具体的な方策を練る時に専門的な知見とかそういったものについての情報をとりながら、そして相談をしながら決定していくという点がきちっとされたのかという点について少し準備というか、そういった点のとりというふうにはならなかったのでしょうか。そして、議会の方でも特に審議をすることもなく決定を伝えられて、その決定に従ってじゃあどうしたらいいかということをお家で考えたのみで、そのことについてはしていなかったわけですが、その今のきちっとその準備等についても決定する時に教育長さんがいろんな人の意見を取り入れて決定されたのか、そうした課長会議と言われる対策本部会議でも保健師がそこに同席していたことは分かりますが、やはり学校のことで、それと学童保育ということもありますので、そういった点の専門的な見知も取り入れてやはり検討するということがあった方が良かったのではないかと、結果論です

けれども思うんですが、その点についてのこういった緊急事態というのは今後いろんところで出てくると思いますので、それについての評価、見解、今後への改善点などがありましたらもう一度お聞きします。

○ 議 長 はい。

○ 教 育 長 まず一日延ばすという事をおっしゃいましたが、結果的には可茂地区では3月2日から臨時休業にしているのがほとんどで、1市のみ3月2日の午前中登校して、午後から休みに入っているという状況ですので、ほぼ3月2日から臨時休業に入っています。県内もほぼ同様です。

総理大臣の要請があつてから直ちに教育委員会としては、まず間近に迫っている白川小学校の閉校式、これをどうするか、閉校式は教育委員会が主催なものです。3月8日に行う白川北小学校の閉校式をどうするか、予定を変更しなければならない。それから予定では3月6日であった中学校の卒業証書授与式、これについては、大体こういったものは管内で期日を合わせるのが今までのほぼ通例です。町としてはその時点で3月6日に出来ないかなということは考えておりました。高校入試については、これは県の方が決めますので、実際に昨日行われましたけれども、こちらでは決まったことに合わせるということになります。その先に小学校の卒業証書授与式がありますし、それから長期の臨時休業に入れば生徒指導、子ども達の生活をどう見守るかということもあります。

そして、学習内容の未履修が生じていますので、これをどうやって補修するか、あるいは通知表をどうするか、そして大きな問題である学童保育はどのようにやり、子どもの受け皿はどうするかというそういったものの素案を作って28日の朝の会議にも出してありますし、教育委員会の方にも支持をして動いております。それに合わせて9時30分には、可茂教育事務所から管内の予定が、動向が入りましたので、3月2日から実施すると、このようなふうに行いました。一日準備を置くというのは、3月4日とか5日とかそういう意味かもしれないですけども、3月2日に臨時休業に入れるように体制を整えたということをやっております。

学童保育については、町でも実績がありますので、それを基にしてこれを拡大するというような方向で対応していこうということで数字を決めていて、後は担当の方で詳細を検討してもらったというふうに進めております。

議会での審議については何もしておりませんが、通常の学校の臨時休業に入る場合、一番基本になっているのは、学校保健安全法を基にして白川町学校管理規則がありまして、そこでの小規模の学級閉鎖というものです。校長の考えで学級閉鎖に入ることができます。例えばあるクラスでインフルエンザにかかって欠席した人が多い場合は、校長が学校医に判断し教育委員会に届けて、連

携の下で学級閉鎖を決定して保護者に伝えと。学校閉鎖になると全校の臨時休業でも同様です。こういった場合の規定はありません。しかし基本にあるのは学校の校長でもいざとなったら臨時休業にさせることができるわけですが、今回は町内、更に可茂地区、岐阜県、全国というような規模になってきますので、議会で協議するとかいうことは、やることは構わないですけど、必ずしも必要としない、そういった内容であることをご理解ください。以上です。

- 議 長 はい。
- 5 番 聞き落としたかもしれないが、休業を決める前に校長先生等には相談されたのでしょうか。
- 議 長 はい
- 教育長 28日の朝の時点で、臨時休業に向かっていくという連絡は朝の時点で学校にしており、学校はその体制を28日の内につくっていました。詳細については、28日の午後1時30分からのテレビ会議を使って教育委員会と8小中学校で細かな指示について調整したところですが、本決まりではなかったのですが、8時30分の時点で学校にはその情報は行っています。
- 議 長 はい。
- 5 番 決定については、決める前に校長先生に言ったのではなく、決めたのは教育長が課の中で相談されて決めたと言うことでよろしいでしょうか。
- 議 長 はい。
- 教育長 はい、私のほうで判断してこれが決定になったと言うことです。
- 議 長 はい、再質問。
- 5 番 これは私の意見ですが、やはり白川町の場合、集団でいる率がとても少ない所ですし、学校においては、校長先生の判断が非常に大きいことですので、やはり校長先生と一丸となってこの決定を日にちについても、決定するということをやって、その上で決めたほうが私としては良かったのではないかと、白川町にあったやり方、それぞれの体制は結果的には校長先生たちはこの件に対しては十分対応していただけたということですので、間違っていたということではないですが、今後の時に、やはり校長先生の意見も聞き最終的な決定を教育長さんがされるという、もちろん町長とも話してですけども、その辺について今後そういうふうにしていただくことはいかがでしょうか。
- 議 長 はい、答弁を求めます。教育長。
- 教育長 もちろんインフルエンザは皆さんよくわかっているように検査ができます。しかし新型コロナは検査もできないし、マスクもないし、本当に未知のものであるわけですので、こういった場合は大規模な臨時休業にする必要があるということ、大体ほぼ前提になっておりますので、今回は私の判断を学校に周知さ

せていただいて、学校もほぼ体制を作っていましたので、協議するという形はとっていません。今後、内容によってはそういうこともあるかもしれませんが、わかっているものに対する臨時休業は普段は校長がこういうふうに臨時休業にしたいですと私たちの方に報告がありますので、それに対して意見をします。それを協議と言います。今後やるとかやらないとかと違って通常はそういった協議という事はやっておりますけれども、今回は緊急のことで、そういった時間はありませんでしたので、議員の意見は参考させていただきます。

- 議 長 はい。
- 5 番 他がやっているのという点が少し不安になった点でして、校長先生達の現場の先生達と一丸になっていく上でも、そのように進めて頂きたいなと思います。

2点目の質問に入らせて頂きます。休校にあたっては、親が仕事を休めない子どもの学童保育を開設されました。既存の学童保育ではなく、町が急遽新設した学童保育となりました。しかし、有料であったりとか、おやつはなしであったり、場所も学校でやったりふれあいセンターでやったりとまちまちでした。指導員には、その重責に対する特別な指導、特別な報酬も加えていないと思いますし、教師との連携も不明のまま見切り発車されたように感じます。私は、学童保育の立ち上げや指導員としても経験がありますが、現場の人間から見た時、どう見ても、学校の集団生活に比べ、学童の集団生活の方がリスクが大きいと感じました。学童保育の実態をあまりわかってない方々が多い中、現場との協議不足を感じます。学童保育についての見解と、感染予防の対策、指導員の身分保障、場所について等、今回の学童保育体制への評価、改善点をお聞きいたします。

- 議 長 はい、答弁を求めます。教育長。
- 教育長 まずは学童保育についての見解ということになりますが、まず、2月27日、総理大臣が要請したその時点ですけど、そこで、ここ1・2週間が拡大か収束かの瀬戸際であると言われていたわけです。その事を基にして、3月2日から臨時休業に踏み切りました。先程の話の通り、その時すでに町教委としても学童の開設の重要性は認識しておりました。2月28日の時点で学童の準備に取りかかりました。これまで町としては夏休み期間に町民会館で実施してきた内容をそれを基本にして、それを黒川地区や佐見地区に拡大するという方向で準備に取りかかったわけです。

2月28日の晩になりましたが、保護者に対して、学童の時間、場所、保護者負担等について概要をお知らせしております。3月2日、その日は月曜日になりますけど、その時に午前11時に現在の学校支援員を集め、このたび開設する学童保育の趣旨を説明して、指導員のできる人をそこで募ったわけです。全部で1

7名の協力を得ることができました。3月2日には、保護者負担は無料にすること、それから黒川地区はふれあいセンターには部屋が無いので、黒川小学校にすることをメールで知らせております。この時点で町内全部で43名の希望がありました。3月2日から学童保育は開始することができました。現在は47名になっております。今回の学童保育は緊急に開設したものですから、実施しながら問題点は改善をしています。そして、臨時休業が新学期まで長引くようなことになるのであれば、さらに改善が必要だということで、学童保育についての見解、問題点があればどんどん改善していくという考えでおります。

感染予防の対策と言うことでは、物品としてはアルコール手指消毒液、ハンドソープ、除菌用次亜塩素酸ソーダ、加湿器、空気清浄機を各部屋に置いております。一気に集まった訳ではなくて、ちょっと時間差で配ったりしているものも当然あります。アルコール手指消毒液は在庫が本当に無いものですから、子供達には手洗いをしっかりする。そして、食事の前にアルコール手指消毒をするということでやっております。児童には手洗いとか咳エチケットの指導、1m以上離れる指導をしております。1m以上は机で勉強するような時はできますが、実際遊びになるとなかなか難しい状況です。このことについては、保護者にも連絡して説明しておりますが、保護者もそれは了解していると聞いております。約1時間ごとに窓を開けて、空気を入れ替えております。こういったことを各保育所でやっております。学童保育の開始する前、朝ですね、朝、ご飯を食べる前、そして閉室、終わった時は、指導員が机とかノブ、手すりを拭いて除菌しておりますし、完全に閉室したら毎日トイレとか使用した部屋の掃除清掃、除菌をしてそして一日を終わっております。そういう風な感染予防対策を講じております。

指導員の身分保障ですけど、3月2日の午前11時に学童保育の指導員をやってもらえる人に学童保育の安全管理とか勤務についての説明を行って、了解を得ております。賃金は支援員の時と時間単価は一緒ですけども、学童保育の勤務時間に応じて、8時間あれば8時間分の支払いをするということになっております。今回の町が開催した学童保育の指導員は万が一の事故に備えて、保険ですけど「全国町村会総合賠償保障保険制度」及び「スポーツ安全保険」の両方または一方に加入して備えています。3月3日の開始以降、ほぼ毎日、教育課職員が4か所の学童保育に出かけて状況把握を行って、指導員の人からの困りごとがあれば教育課に教えてくださいということで、先程言いましたように改善はしていくこととしております。

場所については、最終的には町民会館2階和室、黒川小学校会議室、佐見ふれあいセンターは資料室、光の子保育園は保育室を、そこを拠点として、活動によ

って場所を移動して学童保育をやる、そこをキーワードにして場所を決めて実施しています。以上です。

- 議 長 はい、再質問。
- 5 番 予防対策についてですが、この間私も教育委員会に出しまして予防対策についての学童登園のお願いを何点かしております。その中で、今後ですね、やはり入り口できちんと一人ずつしていただく。それに伴う手洗い系の補充をお願いもしたりしております。そして除菌系の物も大事なんですけど、私もあまり詳しくはないですけど、菌とは違ってウイルスでありますので、空気中、やはり集団でいること、それからおしゃべりしたりとか、そういう面、そして3つの条件が重なると、そういった移りやすいという事が常に言われていますので、そういった点で学童保育の場所についてですが、例えばですね、佐見の学童ですと狭いというか、人数が15人と多いですので、その中で1mづつ離して長机に一人ずつ、勉強する時は、前を向いてという事でいいですけど、そういった点で一緒に遊ぶ時に顔を突き合わせて、これは佐見でもですし町民会館でもやっぱりそういうことが気になっています。そのためにマスクをそういう時にはちゃんと付けるという風に指導もして頂いていると思いますが、その場所が、佐見ですと資料室を使ったり和室を使ったりという変わらなくちゃいけない。黒川の場合にはやはりそうして使う方があるのでという事で学校の学童にして頂いて、その学校では環境も使っていますよとか他の子供さんと一緒のように図書館など、どこも開放していますが、そういった遊具ですとかそういうのも、学校にとってもいい積み木もあって非常に子供達にとっては広い教室の中に、黒川は5名で登録されているのは、見えるわけなので、佐見とか町民会館の子供達の密度というものを考えますと、黒川で学校でやって頂いているようなことで、以前の民間の学童とは違ってこれは町がこの期間に限ってやっていることですので、やはり学校で今後行っていくというふうが、より感染予防としても優れているのではないかというふうに思っていますが、それについてお願いします。

- 議 長 はい、教育長。
- 教育長 まず、検温のことについては、町学童保育は夏休みに今までやってきた実績がありまして、その時に各家庭児童に個人ファイルを持たせて、毎朝家で計って来なさい。そういうふうにして、忘れちゃったとかいう子は体温計がありますので集まった時に測定して記録してます。それは、今回4カ所でやっているわけですけど、皆同じことでやってきて、基本家庭で朝一に計って来るということですので体温のデータは表記しております。

場所ですけれども、先程言いましたように町民会館2階和室、黒川小学校会議室、佐見ふれあいセンター資料室、光の子保育園保育室を拠点として、内容によ

って使える部屋施設を使うようにしております。佐見は15人としましたが私たちが把握しているのは13人なのですが、資料室を拠点としていますけど内容によっては資料室と別の部屋で二つに分けて勉強したり活動したりで、本当に指導員の方は大変苦労されております。ですから、今のところ指導員の方からも困りごとというのはないのですが、これが長期に渡るとこれがまた違ってきますので、先程から話しているように様子を見ながら議員の意見も参考にさせてもらって改善していくとそういう考えでおります。

- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 長期というのはいつなのが長期なのか、すでに一カ月というのは予定されているので、私は長期だと考えます。それと、今のは佐見の所ですが、指導員の人から資料室を使わせて頂きたい。あちこちすると全部そこを除菌してということで非常に大変なんですね。これは夏休みはそうしてきました。でも、それは佐見っ子クラブという民間の委託っていうんですか民間がやっているのです。今回は町がやっている学童保育なので、それと目的はそこで感染者をださない、予防するっていうのが目的ですので、佐見の方で学童保育を頑張っていますので、指導員の人に、とにかく入り口で検温してくれと、指導員の人もそこで感染者を出したりとか、そういうことになったら絶対駄目だと思うんですね。先生達は休校で終わっているかも知れないですけど、その点で子どもを預かる指導員の人達にとってみたら、絶対そこはやって下さい。私は、教育長さんが朝と昼と夜、そこまで検温してくださっているのかなと思ったんですけど、そうではなくてお掃除をされているってことだったんですけど、保健福祉課の保健師の立場からだとお聞きしたいんですけど、こういった感染を予防するための保健師さんの方からの学童保育に対する感染予防策を指導員の人にちゃんと教えてくださっているのか、または養護教諭の先生から学童の指導員の人達にどのようにしたらいいかを教えてくださっているのか、その点をお聞きしたいと思います。そして、長期でありますので、早急に学校で行う。その方がいいのではないかと思います。いいというふうに思われるかどうかについてもお聞きします。
- 議 長 はい、答弁、教育長。
- 教育長 長期かどうかという事ですね。今の所の予定としては春休みに入る前までが、臨時休業ですね。概ね3週間ですね。ほぼ1週間過ぎましたが、2週目、3週目と様子を見ながら、変えるものは変えていきます。そして場所についても都合がつけば変えることもあるかと思いますが、今の所、佐見を私も見に行きましたけど、各机に一人づつ、椅子に座って1mづつ離れて、しかも行儀よくやっております。一日やっていけるかどうかなんですけど、やはりストレスも

溜まってくるので苦しい点もあると思いますが、そう言ったことは指導員の方に様子を聞きながら改善はしていきます。学校の職員は、そういう事が全然ないわけではなくて、学童保育に来ている子は小学校47名です。町内の小学生は300名程です。ですから、約17%ぐらいの子供が学童に来ています。82・3%の子は自宅にいますので、家庭訪問していますし、課題の状況がどうか、としておりますので、そして学童に来ている子は学童を見に行っておりますので、担任として学校として子供から離れないようにしております。状況については特に指示していませんので、いい意味で参考にして対応していきたいと思いました。

- 議 長 はい、保健福祉課長。
- 保健福祉課長 学童保育の指導者に対する保健師からの指導というものは行っておりませんが、一般的に感染予防の周知はしておりますので、教育委員会では十分指導員との打ち合わせを行っておられますので、その中でされているものと思っております。
- 議 長 はい。服部議員。
- 5 番 教育の現場と違って学童保育というのは、一日中子供達の自由な行動をある程度、この日は、この時間は勉強しようねとかそういうのを決めながら運営するわけですが、学校の先生とはまた違う技術と気配り、保育園の先生とはほぼ一緒な感じですか。ですので、場所というのはものすごく指導において気を使わなくてはいけない部分で、それで佐見の学童保育の先生が1カ所使わせて欲しいとこういう緊急事態なので、と言うことを教育長さんにも言いましたって聞いたんですけども、そして教育長さんが支所長さんにお問い合わせしたら、それはできないというふうに言われたか、教育長さんから出来ないんだとこういうふうな場所を変えてやってくれってというようなお話だったと聞きました。これってどんなんでしょうか。緊急の場合で、今感染を最大限予防しなくてはいけないのに、それで学校でやるのがやっぱりできて当然だと思うのですが、そこを以前からやっていた夏休みの学童保育と同じようなふうで、そして光の子保育園でやっていることも、私はとても心配です。光の子保育園では小っちゃい子がいます。そういう子達の弱者の子達が感染したらとても大変なことになるわけですよ。それなのにそこにくっ付けて学童保育を夏休みと同じ様にやるってことは、でもやっているのは町ということで全く主催者が違うのに、場所だけが夏休みの民間がやっているところでやっている。夏休みやっているのは、いろんな行事ができるんですよ。ご飯一緒に作ったりとか、どっか遊びに行ったりとか、でもそういうことができないなか、うちの農場で遊んだりとか外で遊んだりもしてますけど、違う状況だということを前提にして、やはり場所とかそれ

から指導員の人それから検温についても、しっかりとやっていただくように、やっぱり改善を求めます。そして、それについては私も協力しますし、しっかりと安全だとできているという安心感だけでも、皆が持てるように。どうみても外から見て、子ども達が本当に顔突き合わせてね、遊ぶんですよ。それができるから学童なんですけども、でもこういう事態なので、その場所の改善については是非とも変えていくようお願いしたいんですが、変えない理由がちょっと見つからないのですので、ということについて最後に教育長さん、町長さんいかがでしょうか。お願いします。

○ 議 長 はい、答弁、教育長。

○ 教育長 最初から言ってますように、その部屋を拠点として活動していく形でやっておりますので、そこを拠点とすることを言っていないのなら不可能とおっしゃっているのかもしれないのですけど、具体的に佐見で言いますと、佐見の資料室にまず集まる。そこで、何かを使う場合が出るわけですけど、その時は別の部屋を使うことはとりもちなっておりますので、黒川は頻繁にふれあいセンターはいろいろな行事に使われるということで、それこそ議員がおしやられたように日によって使える部屋が違っていくことに何とかされればあれですけど、佐見の場合は予定表を見してもらいましたけどポツンポツンと資料室を使う予定が入っております。午後から一つもう一つくらい入ってました。そういった時は別の部屋を利用しますので、今の所そういうことで、そこを拠点として活動内容によって場所も違う。だから、今後様子を見ながら、議員の意見を参考に検討していきます。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 ひとつだけ、その前にコロナウイルスに対する認識の違いと言いますか、私達は今差し迫っておるという状況を報告させていただきたいと思います。もう一つは、私が今回マスクをさせておっていただくというのは、当然予防ということではなくして、人様に移さないという、その思いやりという部分、これが最初になくはないかなというふうに感じておりました、あえてマスクをさせておって頂く訳でございます。我々は色んな我が家の保菌者になる。保菌者になっておるというふうな認識が必要かなと思ってまして、議員は職員が何でマスクしてないというような話もございましたけど、そういう思い、人様に感染を拡大させない。それぞれ一人一人が自分は菌を持つとるから人様の前に行つては、いろんな方にも菌を防ごう、そう言ったことがもう一つ大事です。

そして、もう一つ、この可茂地域の現状を申し上げたいと思います。昨日も可茂消防長が来訪され、それから、先般議長と共に可茂消防事務組合の総会がございまして、その後コロナウイルスにおける、救急体制について検討会と言うのが

ございました。今、可茂の初動というのは非常に危機的な状態になっております。それはいつも私が言っている通りでございますして、病院のたらい回しというのは完全にキープ状態になってきております。しかも、今加茂郡の消防体制の中で、可児市が救急を受け入れできない。しかも、可児市というのは名古屋市へ勤めて見える方が殆どでございますして、コロナ対策については十分な対策をしなければいけない。もし、この加茂郡の中でコロナが出て、そして木澤病院にかかったとすると、もうそれで救急体制というのはストップでございます。そういう状況からしますと、本当に重大な人権でありまして、コロナに対する死亡というよりは救急を受けられない患者さんの死亡というのが非常に切羽詰まっておると言うことでございます。そういう意味合いから、子どもさん達は本来は個々で隔離をするというぐらいの体制で休校をしておった訳ですけども、現実問題として、これからの経済とかいろんな事を考えた場合、家族の皆さん方で協力頂けるところは協力して頂くという形の中で、役場と共に行政と共にこの難局、これは災害ですので、災害を乗り切るというような意志の中で、動かして頂いておると言うように思っております。そういう意味合いで、これからまだまだ、たぶん明日の会議ではこれ1年続くかも知れないというような、そんなことになりかねないと思えますけど、そのことだってありうる。今の身の見解から見ても、そう言うのは当然言っておかなければ、そうした状態も考えられますし、今、私どもイタリアとの交流の中で、ピストリアとの情報がいつも来ております。ピストリアでもすでに患者さんが出ているということで、ピストリアはどういう対応しておるかと言うと、4時間毎に行政の方からいろんな情報を出しておると言うことでございます。私どもも、もしそういう状態になったら、そういう情報を町民の皆様にごんごん出していく必要があります。ただ、不安をあおるだけの情報というのは危険でございますけど、そういう体制をしていかなければいけないなと思えます。

そこで、施設のさっきの問題でございますけども、私は1カ月だけでなくしていろんな場面で出てくるというふうに思ってますして、これは、臨機応変にその施設の利用というものは考えなければいけないというふうに考えております。

- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 では、臨機応変に考えて頂くとし、緊急事態であるということを今町長さんがおっしゃいました。ですので、一日中学校の先生なり教育長さんなり、指導員の一日、子ども達をどういうふうに子ども達はその時間を過ごしているかを、一日しっかりと体験して頂いて、それでここでふさわしいかどうかはっきりと根拠を示してふさわしいと、学校よりもここの方がいいと言うふうにあった上で、今後の対策を決めて頂きたいと思えますが、いかがでしょうか。
- 議 長 はい、教育長。

- 教育長 職員も学校職員も定期的に学童保育を見に行っております。先程言いましたように、家庭にいる子は家庭訪問もしているという状況でして、学校とは連携して、学童の実態を知っていただくようなことはやってみようと思います。
- 議長 はい。
- 5番 じゃあ場所については、今後考え直していくということでお願いしたいのですがどうでしょうか。
- 議長 はい、教育長。
- 教育長 ここを拠点として考えていくということで改善していくということですので、議員の意見を参考にして、場所についても改善することは最初からあります。
- 議長 はい、服部議員。
- 5番 拠点をふれあいセンター、保育園から学校に移してくださいとお願いをしてゆきます。

では、次の質問に入らせて頂きます。3番目ですね。健康な子どもたちが、友達と遊ばずに、会えずに、家に閉じこもって生活する、これほど不健康な生活はありません。特に低学年の子のストレスは、日に日に募ってきていると思います。すでに学校では多くの感染予防施策が講じられており、その強化や、感染者が出た場合の休校は当然の措置だと思います。しかし本当に、学校を休校にすることが優先順位のトップだったのかははなはだ疑問です。そんな中、休校によって起こる、デメリット対策、子どもたちの成長と仲間とのふれあい、心と体の健康のために、精神衛生上、町、学校の対応について質問いたします

- 議長 はい、答弁を求めます。教育長。
- 教育長 突然の臨時休業により、しばらく友達と会えないこと、外出を控えること、そのためにストレスがたまる、また学習内容の未履修がといった問題、デメリットが多く生じます。しかし、最大のデメリットは、子どもたちの生活のリズムが崩れないかという心配です。白川町の子どもたちは、今のところ、人ごみに行くことは少ないと予想しております。これも休みが長引けば我慢できなくなるかもしれません。家にいて、起床、食事、適度な運動、読書、学習、親が仕事に行っても子どもだけでできることをするなど、規則正しい生活を送ってほしいと思います。しかし、テレビとかゲームばかりで生活が乱れてしまうかもしれないことが大きなデメリットです。臨時休業中、学校の教員は電話連絡とか家庭訪問によって、体調の変化がないか把握したり、家庭学習の課題を渡してそれを確認したりしています。学童保育に行っている児童については、その場に行って確かめをしております。学校の図書館に来た児童に対しては、一緒に本を選んでアドバイスして、本当に丁寧に学校の職員もこれに対応してくれております。子どもにとって、友達に会えないということは淋しいことだと思いますが、今は

それは、ここは我慢する時だというふうに私は思います。白川町では、中学校・小学校の卒業式、小中学校の修了式は参加者や内容の規模を縮小して実施する予定であります。感染の状況が変わったら、これが実施できなくなるかもしれません。現在、登校日の1週間前位から体温とか症状を一人一人チェックして、記録に残して、明日中学校の卒業式ですけども、この1週間の体調はどうだったのかと報告して卒業証書授与式に向かうと、このようなことも依頼をしておるわけです。今は感染しない・感染させないということ、自分の体は自分で守ると呼びかけをしている所です。

政府の専門家会議は2月24日に、感染が拡大するか収束するかは、ここ1～2週間が瀬戸際と発表しました。学校を臨時休業にしたのは3月2日からです。9日には、一昨日ですけど、爆発的な感染拡大までには進んでいないが、一定程度持ちこたえているが、警戒を緩めることはできない。また、対応が数カ月から半年、年を越えて続くかもしれないとこう言うように述べております。臨時休業の効果があるのか、ないのかは本当にまだこの1～2週間先、つまり3月末ぐらいまでにならないと、今やっている全国一斉の臨時休業は効果があるのか、ないのかはわからないわけです。ですから、今は子どもたちに一人一人が外出等を控えて、そして生活のリズムを崩さないように過ごすことが大事だと思っておりますし、学校とか保育園や学童保育においても、対応の方法、改善しつつも、先程から言っているように改善しながら、基本的には感染が収束に向かうように、もうしばらく我慢をしてこのピンチを乗り切っていかなければならないと私は認識しております

- 議長 はい、服部議員。
- 5番 一人で留守番している子どもさんの家庭ですとか、あと家庭の中で高齢者の方の感染等を出た場合には、例えば学童保育に来るようにしてもいいよとか、そういった場合の高齢者の方との住むお家って多いと思いますけど、その辺の支援っていうか、そんなことは考えておられますでしょうか。
- 議長 はい、教育長。
- 教育長 家庭で高齢者方でコロナウイルスに感染したという場合ですか。
- 5番 はい。
- 教育長 それは、学校レベルの話ではないと思いますので、町全体の話ですのでお答えできません。
- 議長 はい、服部議員。
- 5番 では、その質問は終わらせていただきます。では、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は令和2年度の予算の3点についてです。第3セクター、佐見食品加

工施設、よいいち等への水道光熱費 5 施設 1 1 1 万円、これは昨年度の予算の数字です。てまひまの店、みそ加工施設、豆の力等の浄化槽にかかる経費 1 6 2 万円、豆の力等敷地借り上げ料 7 1 万円、修繕費 1 0 0 万円、営農組合への大豆作付奨励金 9 2 4 万円、町の一般会計から毎年変わらずに補助金が出ています。これら民間事業者等への事業計画の妥当性はどうか、いつまで町民の税金を出していくのか、また費用対効果はどうなのか、新たな産業創出のための事業者育成の計画や投資はあるのか質問いたします。

- 議 長 はい、答弁を求めます。農林課長。
- 農林課長 それでは、5 番の服部議員さんの令和 2 年度予算 3 点のうちの①番目の質問にお答えします。

予算については今後開催される予算審査常任委員会で審査いただく内容になりますが、ご質問をいただきましたので回答させていただきます。まず、ご質問の冒頭にあります光熱水費 1 1 1 万円ですが、鱒淵の新規就農者研修施設、黒川農業研修交流施設黒川マルケ、飛騨美濃特産名人の館「茶・ちゃ・チャ」、伝習センター、旧チャオの使用に係る費用になります。保守等費用 1 6 2 万円は、町所有の農業関係施設 9 施設の浄化槽、消防設備等に係る費用、敷地借上料 7 1 万円は、町有地以外に建設した施設 4 施設、修繕料 1 0 0 万円はすべての施設に係る費用であり、大豆作付奨励金 9 2 4 万円は、集落営農組合の大豆作付に対する助成金になります。第 3 セクター、民間事業者の事業計画の妥当性、費用対効果ということですが、農業関係施設建設にあたっては、多くは国の補助事業を使用していますので、実施段階の計画があり、その目標に向かって事業を進めていくことが求められています。特にこの点に重点を置いて事業を進めていただいています。また、目標に対する達成率を国、県へ報告することとなっております。目標の達成率が悪いときは指導を受けることとなります。現在このような指導を受けることはない状況にあります。費用対効果については、これらの施設については補助事業上の費用対効果が設定されていませんので、何をもって費用対効果を算定するのか、どのように算定していくのかの決まりがなく数字としてはありません。そのため、効果測定は補助事業上の目標達成率がそれに当たるものであると考えられますが、この大前提として、定住・交流人口の増加、人材育成や雇用の確保などを目標として補助事業に取り組むことにより、農業者や地域の活性化が最終目的とされることが多く、この目的に向かっていく事が効果測定になると考えています。まだ、令和元年度決算が終わっていない団体もありますので、平成 3 0 年度決算になりますが、第 3 セクター 3 社と民間事業者 2 団体の総売上は約 1 億 7 千 6 百万円、その内、給与手当、賞与の支払い合計はおよそ 3 千 8 百万円、これを施設で働く従業員 5 1 人で平均すると 1 人当たり年約 7 0 万円の収入を得ている

ことになります。若年層には少ない金額かもしれませんが、ある程度年齢のいった方であればそれなりの収入であると考えられますし、51人の雇用が確保されているともいえます。また、野菜村チャオにおいては、正会員365人、準会員150人を抱えており、多くの方の収入ややりがいなどにつながっていますし、よいいちにおいては、平成30年度の客数が、約12万5千人であり関係人口の確保にも貢献していると考えています。集落営農組合においては、国がコメ余りから転作を進めるなか、早い段階から奨励作物である大豆の生産に取り組んでいただいています。この大豆の地域内循環と特産品づくりのため、みそや豆腐の製造を、町としても推進してきました。その結果、集落営農組合の組合員は559人となり、その集積面積は本町水田全体の38%を占めるまでになっており、農地の保全に大きな役割を担っています。年々高齢化による水田の作付け率が低下する中、本町農業のかなめとなっています。このように評価には、やりがいや、農地保全の環境等への効果といった、お金では換算できない効果も考慮していく必要があると考えています。これらの状況も踏まえ、いつまで支援していくかについての明確な決め事はありませんが、ある程度の成果がある中、町の予算状況も踏まえ出来る限りの支援はしていきたいと考えています。ただし、いつまでもというわけにはいきませんので、見直しは必要になってくると考えています。冒頭にありました、光熱水費については、開設当初、費用額の見込みが難しいことから、よいいち、佐見食品加工施設の光熱水費を町予算としてくみ、一旦町で支払った後、負担金としていただく形の支援体制をとっていましたが、各施設の経営分析につながりにくいことなども考慮し、令和2年度からは、各施設での支払いをお願いし、町の予算からは削除させていただきました。また、大豆の奨励金についても収量払部分については、平成27年度に1キロ150円から1キロ130円に見直しをさせていただいています。今後も経営状況等も考慮しながら見直しは必要になってくると考えています。新たな産業創出のための事業者育成の計画や投資というお話ですが、現在、予定しているものはありません。農業、林業においては担い手不足が顕著になる中、担い手確保が重要度を増してきていると考えています。これらの人の育成等が進む中で、事業者自らが事業を思いつき取り組んでいくような予定があれば、事業内容などを確認させていただき、国、県の予算も活用しながら、可能なものについては支援をしていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます

- 議 長 はい。
- 5 番 国の補助をもらうためには目標達成率が必ずいるし報告があると、その中身については、雇用ですとか、活性化ですとかそういったものについてであって、利益を上げる、財政的な目標というものがどうもみえていないと思いました。

こういうものを達成していると点については、私も評価するところです。ですが、事業計画自体が先程の佐伯議員の質問というか、答弁の中でいろいろと出てきたんですけど、それもふまえて質問させていただきます。それぞれの事業ですね。特に株式会社で行っていたりだとか、小さな豆腐、味噌加工施設それから豆腐加工施設それから鯉の赤煮の施設、それからまひまの店そういった所の事業計画、長期、中期、年度毎の事業計画というのはもう何度も予算のたんびにそういうのがある、ないともともと予算つけないよという話は議会の方でも何度でもでていると思いますが、これは立てられていると思っているんですが、立てられていなかったのかという点です。立てられていないのに、評価も何もなくて、この町の予算はですね、いつも予算を立てて、それに対する効果はどうなっているふうに皆さんの所でやられているのに、そこに出している団体の所では、年度の目標、予算、そして利益の目標、そういったものが立てられていないというのはおかしいのではないかと思います。なので、事業の目的、目標をきちんと立てていないところに予算をつけるというのはどうかと思いました。中期、長期、短期の計画があるという前提でやっていると思いましたが、ないというのであれば問題ですね。その点について、ご答弁願います。そしてですね、豆の予算についても、やはりここで変えていっていかなくてはならないと非常に思っておりますのは、豆腐予算が60円の仕入れで豆を仕入れているのですね。それは、豆の収益というのは60円で換算すると1反当り4800円ぐらいなんですね。1反当りの収益が。こういう農業をやっていて、出ていく方はもちろん肥料もいるし、機械代もいるし、何もかもいるので、当然全部赤字なわけです。これが、もうちょっと300円ぐらいでちゃんと売ってれば、経営っていうのが成り立っていくことも考えられるのではないかと思います。そういう所を町が豆腐屋さんにあげるといって出しているという点は、今後、豆の産業っていうか、その事業自体の継続性っていう面では、非常に事業として成り立っていないというふうにいえると思います。ですので、そこはやっぱり、まず米を作るとか、他の作物を考えて収益を上げるものを作るとかっていうふうに変更するような事業計画も立てていくべきではないかと思いますが、その点についてお願いします。

- 議長 はい、答弁を求めます。農林課長。
- 農林課長 まず、事業計画に点ですが、基本的には今言われた、中・長期的な計画というのはありませんっていうか、そもそも補助事業をする時に5年計画というものを立てますけど、それ以降については、そういった計画の更新はありません。基本的には、各団体さんで当然毎年本年度の決算と次年度の計画、次年度の予算というのは必ず立てるといって、決算の中で立てていくことになります。そ

の計画を立てるにあたっては、各団体の役員さんでそれを相談した結果、そういった計画を作っていくというものであります。基本的に私たちがもし見るとしたら、そういった団体の年毎の計画ということになります。ただ、何か必要性があってもう少し長い計画を立てて頂いて、それを使わせていただくことも中にはありますけども、原則的には各事業体が独立して経営をされていることになりますので、そちらの方での計画をいただいて、それを見せていただくのが原則になるかと思っています。あと、豆の方の予算の関係ですが、基本的に今の豆の力の方へ60円という事でしたが、先程もちよっと回答の中でお話しさせていただきましたけれども、まず本来の一番最初の負担は産業振興であるという部分であります。その中で、町内で今まで生産をされていなかった大豆をせっかく作るようになったということで、その大豆を町内でできれば循環をさせたいという、その中から先程の町内では60円で豆腐の方と味噌の方で利用していただくというような形をとらせて頂いております。今の独立経営ということですが当然のごとく、企画課長の方からも話がありましたけれど、今の中で見直しが必要だと思っておりますけれども、ある意味先程も回答の中でもさせていただきましたけれども、本来の農業関係の事業ですとかそういったものの目標の部分に、当然の財政的にある程度しっかりするという部分はありますけども、それ以上に産業振興ですとか地域振興ですとか人材育成ですとか、そういったことが大きな目標として掲げられています。それに向かっていくための支援ということで、当然先程もお話をしましたけれども見直しは必要となってくると思っておりますが、そこは今後の状況を見て検討させていただければというふうに考えております。

○ 議 長 はい、服部議員。

○ 5 番 生産のこともありますけれども、PDCAそれから経営PRと言うのですか、そういうものを当然やった上での自主財源の投入であると思います。今までどれだけのお金を入れて、そういった効果についての評価というのもきちんとご存知の中で冷静にさせていただいて改善を求めるものです。

次の質問に入りたいと思います。学校統合を進める方向での答申が出されまして、所信表明では、6次総の中で地域の事情に合わせて統合をして、最終的には8年後くらいから義務教育学校白川学園を目指すとなりました。その場合も、黒川地区、佐見地区は小学校の低学年を中学校で分校として残すといった案も上げておりました。しかし、どの校舎も古く老朽化し、今年も修繕費だけで9千万円以上予算に組まれています。ちなみに維持管理費は3232万円、3億5千万円の学校予算のうち9千万円を修繕費に使うほどの老朽化が進んでいるといえます。特に白川中学校の修繕は、待ったなしの状況です。財政計画なしに、統合計画を

論じても絵にかいた餅、子どもの教育にお金をかけるべきなのに、予算の3分の1を修繕費にしている状況では、教育予算の使い方が本末転倒といえると感じています。計画的財政運営のためには、新学校建設を1年でも早く進めるべきと考えます。建設、修繕費用に関する、財政計画と、それから見た統合の在り方をお聞きいたします。

- 議 長 はい、答弁を認めます。教育長。
- 教育長 まず、議員は予算額を示されましたが、改めて学校関係の概要を申し上げます。本定例会に提案しております令和2年度一般会計当初予算59億3千万円のうち、教育費は6億8千5百万円、全体の11.6%です。そのうち社会教育費、保健体育費、給食センター費、職員給与費等を除いた学校運営に係る予算額は約2億8千万円です。さらにその中で小中学校の維持管理事業費は約1億3千万円。この中の施設の修繕が850万円、工事費が6千5百万円、合計が7千4百万円です。これは学校運営予算の26%に当たります。大きな工事6千5百万円というのは小学校の校舎の屋上防水であって、白川中には大きな修繕とか工事は予定はしておりません。これらの提案しています予算の概要ですが、そこで校舎建築の話になります。一般的に校舎建築をするに当たっては、学校統合等による建設の場合は国庫補助、過疎債、森林・環境税を財源とすることができます。単なる改築とか建て替えの場合はその国庫補助分がありません。この分を白川町で負担することは極めて困難な事です。従って、小学校同士あるいは中学校同士、または義務教育学校というような統合というような形をとって進める。そのためには、合意形成と議決があって初めて具体的な財政計画ができる事になりますので、現時点ではこれを数値として示すことはできておりません。次に、統合の時になります、昨年9月3日の再編検討委員会の答申、そして今年1月14日の教育委員会の方針について、9月3日の学校再編答申書には、学校維持管理事業に年間1億円程度かかっているという事、それから今後の人口減少において町税等の収入が減るといふ予測が記されていまして、財政的な視点は持っております。そして1月14日付けで教育委員会が示した学校再編の方針、A4判1ページと大変短いものですが、その底流には、教育の論理、地域の論理そして財政の論理の3つを踏まえて1ページができております。そして、この教育の論理と地域の論理と財政の論理というのは、どうしても互いに背反するとか、拮抗するところがわけです、現時点ではこの3つの調和がとれたと、そこまで辿り着いていないわけです、教育委員会が提出した方針は長期的なグランドデザインです。この方針に対して町民の皆様の合意形成ができたところから順次統合を進めることになりますので、その時に具体的な数値もどうしても必要になってくる訳です。議員の新学校建設を1年でも早く進めるべきという意見に対して、基本的には私

も同じように思っております。ただし、新校舎の基本設計とか詳細設計、これを作成し、現校舎を解体し、その時の仮校舎が必要になりますし、そして新校舎を建設していくと、こういった事業を進めるには、方針に示したように令和8年3月完成が目標とする期限になるとお答えします。

- 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 5 番 新小中建設計画作成委員会なのを、建設に向けてのやはり準備というのを一早く進めるべきではないかと思うのですが、そういうもの、それと予算の中で施設の長寿命化計画策定業務というのが小学校、中学校の方で組まれています、これは、今の施設を長期的に使うためのもので、ちょっと矛盾しているような気がするんですが、説明をお願いします。
- 議 長 はい、答弁。
- 教育課長 長寿命化計画につきましては、実態を持っております公共施設については、劣化度に応じまして計画を作ることになっております。学校、7校になるんですけど、それを長寿命化させる計画というのではなくって、現在の状況を調べて、学校の古くなった、年数が経過した具合を調べて計画を立てるものです。これは学校だけで限らずほかの施設についても立てることになっていきますし、学校関係につきましてこの計画は、令和2年度までに作成となっておりますので、今回予算を上げさせていただいているということでございます。
- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 そうですね。具体的に白北のクラックの問題ですとか、毎年の先生方の点検の所で、あまりそういった建物のことが入っていなかったような実態があったと思うのですが、この長寿計画というのは全小中学校についてされるということで、2百何万つつあるわけですが、本当に無駄ではないのかというあたり、こんなにお金がかかるもんですか。
- 議 長 はい。
- 教育課長 本当にその劣化度を調査すれば、到底そのお金ではできないと思います。今回各学校につきまして、経過年数に応じてその学校の状況を見るということで、物理的に調べるというものではございません。ただ、今後ですね、補助事業とした場合には、この計画が必要最低限、条件になってくるということでございますので、それを進めるというものでございます。
- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 新小学校建設計画って感じでいかがですか。
- 議 長 はい、教育長。
- 教育長 将来的には必要なことですが、令和2年度においては、次の統合を検討をしているということで少しの予算をつけておりますが、新校舎建設ところまではまだ

予算は入れておりません。

- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 少しまだ伸びしてるかな、感じるだけですので、また詳しくは議論して行きたいと思います。では、次の質問をさせていただきます。
- 議 長 後3分23秒残っておりますけど、2時40分になりますのでここで10分間休憩をします。今朝ほど言いましたように、45・6分にサイレンが鳴ると思います。皆さんで黙とうして、50分から再開をしたいと思います。
- 議 長 はい、一般質問再開します。服部圭子君、残り3分、質問3-3からお願いします。
- 5 番 令和2年度予算についての3つ目の質問をさせていただきます。

本会議に、町長、副町長、教育長の報酬の増額案が提出され、反対者3名、賛成者5名で可決されましたが、10月に消費税アップという、デフレ脱却とは真逆といわれている政策のため、景気の落ち込みは、社会経済の疎い私にもひしひしと感じ取れます。その上コロナ感染のために、中国と日本の経済のダメージは大きく、特に地方では、小規模企業等の倒産が相次いでおり日本の経済社会が崩壊しようとしています。そんな中、特に低いとは言えない特別職の報酬アップに私は反対いたしました。あらためて、この社会情勢の中、あえて報酬増額案を提出した目的と理由の説明をお聞きいたします

- 議 長 はい、答弁を求めます。副町長。
- 副町長 それでは、3点目の質問に答えていきます。町長、副町長、教育長の給与については、白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例で規定されています。去る3月4日に開催されました本会議において、改正案を議決いただいたところです。さて、特別職の給与条例について、少し触れさせていただきますと、昭和38年の制定以来、幾度かの改正を経て現在に至っております。制定当時は、特別職にも昇給制度があり、1号から5号までの給料表となっておりました。また、扶養手当、寒冷地手当、期末手当が給料とは別で支給されており、現在の支給内容とは少し違った内容となっておりました。そもそも、課長以下、一般職の給料と特別職の給料は、その意味合いが違っております。一般職に対するものは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支払われ、生計費や、民間賃金の上昇等に相応して決定されます。議員もご存じのとおり、公務員には争議権などの労働基本権が認められていないため、人事院勧告制度等により給与改定が実施されています。特別職については、当時の自治省からの通知により、次のような諸事情を考慮し、適正な改定を行うよう通達がなされています。

その諸事情とは、1点目は国の特別職の給与改定、2点目は特別職に関する数年来の改定の経緯、3点目は一般職の給与改定の取扱い、4点目には他の地方公

共団体との均衡の4点です。また、一般職の給与改定に準じて自動的に引き上げを行うことは、特別職報酬審議会の実効性が失われることになり、そのような方式を採用することがないようにともあります。さて、本町の今回の改定の内容に戻りますが、平成28年に開催されました特別職報酬等審議会においては、特別職、町議会議員とも上昇改定の答申を受けましたが、平成29年4月から、議員報酬のみが改定となったところでございます。双方とも、市町村合併破綻後の平成17年に減額改定がなされて以来11年ぶりの改定諮問でございましたし、増額改定としては平成9年以来、実に20年ぶりのものでございました。その間、一般職に対する給与改定は、見直しがなされ、この6年間では1.2%の給与改定率となり、大卒初任給についても1万円の増額となっています。これにより、一般職の上位の職員の各種手当を合わせた支給額と特別職との差がなくなってきたという現状がございます。議会での協議の場ではございませんが、議員からも改定について審議会を開催してはどうかとの意見もいただき、事務方として、昨年6月の補正予算の委員会で状況について説明し、報酬審議会を開催させていただきました。審議会では、特別職に関して、20年来改定がないこと、一般職の給与改定が実施されていること、管内の町村との比較等について説明させていただき、「合併破綻前までの引上げは財政上難しいが、管内の平均額程度までは改定したらどうか」との答申をいただき、今回の改定議案の上程となったものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。
- 5番 大震災の経済被害が1兆円、コロナショックでの経済被害が4兆円とされています。このような情勢の中、特別職の給料アップというものが、どうなんだろうかと感情を持つものであります。町長は平成28年度の時の改正には、それを現在の町の状況それから消滅町であることから、据え置きというふうにしたのですが、今回についてはそれを改め上程されたという事ですので、その違いをお聞きします。
- 議長 はい、答弁。
- 町長 それでは、改めて説明を申し上げます。前回もそうでございますけど、たぶん歴代の町長さんというのは、自分が職にあった時は絶対上げないと、いうそれが身上だと思います。私もそういう身上の下で、3役の改定につきましては拒否をさせていただきました。今回はですけども、議員の中から議員報酬を上げてください。それから、そういう審議もしてくださいということでございまして、先程の過程の中で、補正予算の中で、全員の皆様の賛成をいただいて審議会を開かせていただいたことはご承知の通りだと思っております。その中で、どうしてということですけども、たぶん誰かが、こんなことをこんなところで言うては何ですけ

れども、先程副町長が申しあげましたように、これから、もし町長になられる方が40万円台の手取りで本当にいいのかということでございます。私ども3役皆そうですけれども、手当等々つかずに税金だとかそういう引くものばかりでございませう。現実そういうことではございますが、それは前も一緒でした。私らはそれで十分だという形の中で前回は拒否したのですけれども、今回議会の皆様方が再度ということは、非常に重要なことだと受け止めまして、しかも、12月の定例会の中で、12月から上げよというようなお言葉もいただきました。その時も、私は答弁させてもらっております。その12月の時は、予算編成の真ただ中でございまして、予算編成に携わる者として、この状況で予算編成の中で少しでも財政の助けになるならば、私個人の形でなくして、町長の思いとしては、予算を編成している中でたぶんそういう報酬はなかなか上げれないというのが人情でございませう。それを私があえてしなければ、次の代の町長さん達も続けれない。ずっとこのことを考えますと、あえて今回決意をさせていただいたのが本心でございませう。

- 議 長 はい、答弁が終わりました。服部議員。
- 5 番 よく見返した理由が、町長職にとっての金額は十分ではないということはお感じになっていたけれども、歴代の方々はやっぱり自分がいる時には上げるということではできないし、社会情勢もあつたということを前回の拒否された時には、そちらのほうが大きく私どもでは認識しております。こういった消滅都市と言われている中、上げるのはどうかというような答弁があつたような気がいたします。それで、今回コロナ対策ですとか、そういった面での非常に緊急事態になってくるわけですが、その財源の確保はどうされるおつもりか、290何万円という金額が上がるわけですが、施行を引き延ばすというようなことのお考えはないかをお聞きします。
- 議 長 はい、副町長。
- 副町長 先程の前回の時との比較の話を少しだけ先に補足させていただきますと、管内の他の市町村の状況を見ながらという話があるとでましたが、前回と比べますとこの2年の内で、川辺町と七宗町が実は改定をされております。その状況の中で町長については、管内では下から3番目という状況でありまして、副町長については最下位、教育長についても下から2番目という状況になりました。そういった状況もあつて、そういうこともお話をしながら報酬審議会では、改定という所で答申していただいたという所です。今の施行日のお話でございませうけれども、条例は4月1日を通して頂きましたので、4月1日施行ということになると思ひます。

財源の話ですが、特別職の報酬だけに限らず、会計年度任用職員もかなりの人

数がおりまして、こちらの方も予算審議が始まる中で説明させていただきますが、臨時職員は会計年度職員に変わりますので、そちらの処遇改善のお話が議員から何回も要望がございまして、今回かなりの制度改正がなされたと思っております。待遇面もそうですし、給与面もそうですが、そちらの方の財源についても、実際のところ不透明な状態ですが、そういった中で全体の所の人件費の不安が出ておりまして、職員については、金額は去年とそんなに変わっておりませんが、人事的にかなり補充が難しい状況でございまして、来年度の体制をどう組んでいくか思案どころでございまして、そういった中で進めてまいります。総合計画の中でも、これから先の財政計画、財政予想という話もございましたが、大きく関わってくるのが人件費の関係ですね。これから先行き人件費がどれほどになっていくのか、昇給がどれくらい掛かってきて今現在の体制の職員でどのくらい費用が掛かるのか、特に若い職員が多いものですから、今の所ではそんなに給料が高くないものですからいいのですが、今の若い職員が40代50代に上がってきた時のことを考えていくと、今の体制のままで行けるのか、財政的には大丈夫なのかということも考える必要があるかと思えます。そういった中で、全体の財源を調整しながら進めていく必要があると思えますし、特に不透明な部分がたくさんありますので、そういった中で財源の正確を想定外のことも併せて作っていく予定でおりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

- 議 長 はい、答弁が終わりました。時間は5秒しかありません。
- 5 番 社会情勢の中、町民に対して2百何万円上げるという事に対して、町長さんからもう一度お言葉を頂けないかと思えます。
- 議 長 はい、町長一言、答弁を。
- 町 長 前と答弁は一緒でございます。
- 議 長 はい、服部圭子君の質問は以上で終わります。次、4番藤井宏之君
- 4 番 ただ今、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。私は、令和2年度に対する町長の提案説明の中から2点について質問をします。まず一つ目の質問として、議会内に於いて庁舎建設特別委員会の委員長をしている関係上庁舎建設について質問をします。庁舎整備につきましては、昨年12月の定例会で庁舎建設についての方向性について質問をし、町長から『安全な立地条件において、有事の際でも業務継続が可能な防災拠点としての庁舎整備を基本とし、人口推計や、持続可能な「まちづくり」を念頭に置き「コンパクトな設計で将来負担を抑えつつ、利便性を低下させない庁舎整備」について研究をしております』との回答をいただきました。更に、白川中学校が現位置での改修整備を行う方向となった場合、同一敷地内で庁舎との共存は可能であるのか、住民サービスを町民会館と区分けすることにより、コンパクトな庁舎とする方法はない

かなど具体的に検討を進めているとの回答を頂いております。また、1月15日には教育長から「学校再編に関する白川町教育委員会の方針」を公表され、小中が統合する場所は現在の白川中学校を候補地として令和8年3月末までに施設一体型の小中学校の建設を目指す計画の概要に書かれております。町長は今定例会の初日の提案説明で庁舎整備について、令和2年度は庁舎整備について本格的に事業に着手いたしますと言われております。国が平成29年に庁舎建設に対する地方財政措置制度の創設を発表しました。これは平成28年4月に発生した熊本地震を契機に創設されたと聞いております。これまでは庁舎の建設に対しては、国からの財政措置は無く、自前の財源により賄うことになっておりましたが、国は平成29年に庁舎建設に対する地方財政措置制度が創設されました。これは事業年度としては、令和2年度までに完成または着手した措置であります。本町としてもこれにあわせて庁舎整備基金の積立を始め、現在4億円100万円程が積み立てられています。この地方財政措置制度を利用することは、本町にとっても有利な制度であります。令和2年度に着手完成では適用されないと思いますが、これから庁舎整備に取り組むとなれば当然、財源確保が必要となりますが、財源確保の目途についてお聞きします。完成目標年度等については後の再質問でお聞きしますので、財源確保の目途についてお答えいただきたいと思っております。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長 藤井議員の質問にお答えさせていただきます。庁舎整備に関しましては、藤井議員の質問の中にもありましたように、昨年12月の答弁で、学校の再編方針を優先すべきとのご意見をいただく中で、教育委員会の方針を待つ方向を示す。そうした旨を答弁させていただいたところです。今日ここで、方針案を述べることは、方針が独り歩きしかねませんので、詳細な説明はいたしません。新年度予算に平面測量などの立地的な調査費用として800万円を計上したところでございます。早速、4月の議員協議会で、今考えております町の方針の具体的な案を説明させていただき、議員の皆様方のご意見を伺いながら詰めてまいりたいと考えております。さまざまなご意見があるものと思っております。場所と方式が確定したとしても、それを受けて、役場内部において検討しなければならない協議事項もかなりございます。質問の中で触れられた「公共施設等適正管理事業債」は、交付税措置については2割程度ですが、財政措置が今までなかった庁舎整備にも充当可能ということで、その活用を考えておりましたが、令和2年度中の実施設計着手がぎりぎりの要件となりますので、この起債の活用は厳しいものと思っております。引き続き、期限の延長を要望してまいりますが、この起債が使えないとなると、財源は基金と一般財源で賄うこととなります。期限の迫った起債の借り入れを前提に協議を進めるのではなく、将来を見据え、現状を分析し、白川町

にとって最も適した庁舎について慎重な議論を重ねていきたいと考えております。状況にもよりますが、令和3年度において実施設計に着手できればと考えておりますので議員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問がありますか。

○ 4 番 今の総務課長のお答えですと、令和3年度に実施設計はされるというような工程でいいですね。それと、4月の議員協議会でそのあたりを説明していただけますので、また4月の議員協議会でいろいろと詳しくお聞きしたいと思います。今定例会の前において、令和2年度予算を審議しつつ、その前ではありますが、令和2年度の予算書には新庁舎建設に向けた準備経費として8百万円を計上し、その内容として、分散型庁舎調査研究委託費ということにしてあると思います。そして、委託前の年は交付申請が土質の調査、平面測量、排水計画そして機器設備の移転計画それから事務室廃止計画、これは町民会館となっていますが、それから周辺民家への影響調査、特に日照権、としてあります。外部委託されるわけですが、いつ頃発注していつ頃報告が上がって来るのか、そのあたりは4月の全協で報告があるかもしれませんが、そういった事も踏まえまして、それともう一つ完成目標を含めまして、新庁舎建設に向けたタイムスケジュールいわゆる工程なんですけども、そのタイムスケジュールをどれだけなっているのか、現時点で教えてもらっていただければと思います。質問します。

○ 議長 はい、答弁を求めます。総務課長。

○ 総務課長 まずは、町からの提案に対してどの程度協議に時間を要するのかによっても、違ってまいりますので、具体的なスケジュールについては今は申し上げられませんが、先程述べましたように、来年度において実施設計に着手できればといった考え方は持っております。調査については、場所、方式を決定いただいた後に着手することになりますけども、調査自体は1月程度で完了するものと見込んでおります。庁舎と並行して進めなければいけないのが、役場の機構改革、どの課をどこに配置するのか、また、その場合にも規模の確定、事務分掌の見直しなど内部で詰めていかなければならない協議事項もいろいろございます。そうしたことから考えても、早くても実施設計までは令和3年度になるというような考え方を持っている所でございます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問がありますか。

○ 4 番 今、実施設計の事については言われました。はっきり言えないかも知れませんが、大体何年度を完成目標にするというか、教育委員会もありましたように、白中の一つの目途として令和8年3月末ということをおっしゃっております。そのあたりから見て、この庁舎の建設の一つの目標として、大体何年度を設定していかれるのかお聞きします。

- 議 長 はい、答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長 大変答えにくい所でございますけど、実施設計ができて順調に進むことを願えば、その後建設に架かる日にち等を考えますと、令和5年といったような数字も出てこようかと思えますけども、ただ、これが4月の議員協議会の折にそちらの具体的な案をお示しした段階で、本当にそこで行けるのか、この後の学校の建設と合わせて庁舎を考えるべきではないかというような、長期的なご意見が出てまいりますと、その辺も変わってまいりますので、今あくまでもこのまま、役場の内部でもっております案をお示しをした中で、令和2年度中に方向性が煮詰まって来るのであれば、令和3年度に実施設計に着手することができるという感触を持たせているところであります。

- 議 長 はい。
- 4 番 もう一つには予算書には、職員による研究支援を発足ということが書いてありました。今までにも係長クラスで行ってこられたと思えますけども、新たにまたチームができるのか、その辺をお聞きます。

- 議 長 はい、総務課長。
- 総務課長 基本的に研究チームは、これまでのメンバーを中心に進めていきたいというふうには考えております。ただ、当然人事異動もございまして、若干調整をしながら、新たにメンバーを加えたりということは出てくると思えます。

- 議 長 はい、いいですか。4番。
- 4 番 庁舎建設につきましては、4月の議員協議会でまたお聞きできるということなので、それくらいにしたいと思えます。

2点目の質問に移ります。ピアチェーレの早期健全化に向けた取り組みについて質問します。町長の提案説明には、これまでのピアチェーレの経営改善の取り組みについて、なかなか特効薬が無い状況であると言われました。私が議員になってから民間からの社長の募集があり、結果的に任期前に退職して頂いたことがありました。続いて「よいいち美濃白川」が出来るころに現在の支配人体制が出来ました。提案説明の中に、「よいいち美濃白川」と「ピアチェーレ」を中心に農産物加工施設と連携した販売強化や体験型イベントなどにも取り組み早期に健全化が図られるよう指導してまいりますと言われました。話によりますと、今井支配人は昨年12月に退職され、伊藤副支配人は任期のために今月限りで退職されると聞いております。この4月からはどのような体制になるのかお聞きしたいと思えます。

- 議 長 はい、答弁を求めます。企画課長。
- 企画課長 それでは、ピアチェーレの早期健全化に向けた取り組みについて、お答えさせていただきます。道の駅美濃白川（ピアチェーレ）を運営する有限会社

白川町農業開発について、昨年12月を持って退職した前（今井）支配人の後任には、現在、役場から出向している、特産品販路拡大専門監（渡辺憲正）をその職責に当てております。4月以降も支配人として運営の舵をとることとしています。3月末で退職となる前（伊藤）副支配人の後任については、副支配人を置かないこととし、現在の当会社の取締役（である藤井松太郎氏）を常勤の専務取締役として4月から登用する予定です。また、民間の飲食店経営の経験のある方を社員として1名雇用する予定もあり、その他の従業員さん、パートさんの大きな異動は特にありませんが、社員一丸となって経営の健全化に取り組んでいただきます。以上で1つ目の質問の答弁といたします。

- 議長 はい、答弁が終わりました。4番
- 4番 今、4月からの体制を聞きました。支配人は一人、そして副支配人は置かないと、常勤の取締役また民間の方から社員を採用するという事をお聞きしました。その体制のねらい、いわゆる健全化にということはおわかりですけども、その体制のねらいと目玉があればお聞きしたいと思えます。
- 議長 はい、答弁を求めます。企画課長。
- 企画課長 体制とねらい、目玉なんですけど、有限会社白川町農業開発（道の駅美濃白川ピアチェーレ）の運営健全化に向け、先程説明した体制としたねらいとしまして、今までのトップダウン的な改革を進めるのではなく、道の駅で働く社員、パートさんを含む従業員の方自身の士気を高めること、そして実際の行動に結び付ける取り組みを最優先に行うこととしたものです。そのためには、従業員と経営陣の意思疎通を十分に図ることと、従業員の方が現場で感じている意見や提案を吸い上げる、ボトムアップできる環境を作る必要があります、目玉としましてはその調整と潤滑油として動ける人材の登用を今回行うものです。道の駅に寄っていただくお客様が、何を望んでいて、それをどんなサービスに結び付けるか、お客様ファーストの目線を持った従業員の活躍こそ、経営改善の核になると考えます。議員の皆さまにも、今まで以上にピアチェーレをご利用いただき、笑顔で接待する従業員の働く姿を知っていただきますようお願いいたします。
- 議長 はい、答弁が終わりました。4番
- 4番 今はその事をお聞きして、一般の会社というか民間でも同じ考え方だと思います。そういった事で全社員が一丸となって、その方向に向かっていくことが一番素晴らしいことではないかと思っておりますので、こういったことに対しては、議員としても協力しなくちゃいけないことと思えます。先程、12月に退職された支配人、また今月退職される副支配人と今までの民間で社長がおられたわけですけども、そうしたことが4月に向けた健全化に成り代わると、活かされると思っております。そのあたりはどうでしょうか。

- 議 長 はい、答弁。
- 企画課長 来年度へ健全化に向けて活かせる事柄と申しますと、前支配人と前副支配人には、経済的または天候の悪化など外的要因による悪循環が続き、思うような収入が得られない中、道の駅の経営の合理化を懸命に進めていただき、新商品の品揃えやイベントの開催など、目に見えるところ、目に見えないところで改革の断行、努力をいただいたところです。この努力されました結果、来年度への健全化に活かすこととして、見えてきた課題があります。それは経営陣側の意図とするところが、従業員側にうまく伝わらなかった。そのために行ってきた改革が、実を結ばない現状が続いてきたと思います。前任者の努力により、働く環境の改善、やり甲斐の持てる職場を築くことが健全化の早道であることがわかりました。お客様の心をいかに掴むか、現場の声に耳を傾けることで、何をすべきかが見えてきます。従業員一人一人が何をすべきか、そしてそのサービスをチームとして、社員の総意として実践することで、経営改善の道が開けてくるものと思っています。今後のピアチェーレの改革にご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 4 番 それをお聞きして安心をしておりますけど、今までのことはすべて一つの投資であったというふうな理解をしますので、その分だけしっかり投資があるということ踏まえて健全化の方に向かっていただきたいと思います。
- 次の質問ですけど、私は、社長である横家町長が今までに、いろんなところの道の駅を訪ねては見て来られていることを聞いておりますが、やはり全社員がいろいろな所の道の駅などを視察することはすごく大事だと思っております。視察してきたことを皆で共有し、話し合い、同じ方向に向くことは健全化に向けた最初の一步ではないかと思っております。すでに行っておられた場合は訂正させていただきますけども、そうしたことに議員としても応援しなければいけないと思います。如何でしょうか。
- 議 長 はい、答弁を求めます。町長。
- 町 長 それぞれ、企画課長も答弁をいたしました。そう簡単なものではないと思っております。そう申しますのは、けして従業員の対応だけではないわけですし、従業員の個々の話を、私どもの話の中でよく聞くのですけども、中々まとまらない部分、この一丸にどうなっていくといいのかとかという部分で、歴代の社長なり支配人は、苦しまれた部分というのはここにあるのではないのではないのかなど。そんなに簡単に理解が得られるものであれば、ガイヤの夜明けではないですけども、うまくいくんじゃないかなというふうに思っております。視察につきましても、実は2月に職員の皆さんが先進地を視察に行く予定にしておった

んですが、コロナということで見合わせをしておるというのが現実でございます。私の思いという部分があるのだと思いますけど、答弁をさせていただきます。私は趣味として、2～30年前から全国の道の駅それから直売所、アンテナショップ巡りというのが私の多くある趣味の一つでございました。道の駅に限りましては、現在160か所全国に道の駅がございますけども、そのうち379か所を巡っております。全国の32%の道の駅へ訪れているということです。町長に就任いたしましたからは、本来なかなかそう出て行ってはいけないわけではございますけども、出てい行った折を見て、それぞれの今度は経営者としての進んでまいりますので、そこへ出て行きましたいろんな資料等をもらってまいりまして、資料というのは歴代支配人にそのまま渡しております。その中で皆さんで考えていただきたいというようなことを思っている所でございます。そして、町内2か所の道の駅それぞれが、目的が異なっておるというふうに私は理解しております。ピアチェーレは道の駅の制度ができて、県下では非常に早い時期に指定を受けまして、白川町農協と白川町の出資で発足をしたもので、もう28年になります。あの当時、役場が55%、農協が45%という出資で出発しておりますけども、農協の合併等によりまして、出資割合が大きく変わっておるのはご承知の通りかと思えます。そして、ずっと全国を見ておりますけど、こうした観光施設の部分がございまして、常に見た目の変化というんですか、建物とか、いろいろの内装あるいは、売り場等々の変化をさせなければいけないということも感じたものでございます。また、近年近くに七宗なり金山なりあるいは東白川もそうですけども、類似施設が大変多く出てきておりまして、さらには交通事情の変化も見逃せませんし、そんな事情から8年前道の駅再生検討委員会というのを設置させていただきました、それにそって国から助成をいただきながらよいいちの開設にいたったのは皆さんご承知の通りかと思えます。さて、これからもっとも私の個人的な部分でございますけども、全国の道の駅巡りをして感じたことですが、特にここ数年に開始させる道の駅というのは超大型化をしております。高速道路のサービスエリアという感覚で、物が大変多ございまして、その運営体制というのがテナント化がほとんどでございまして、しかもそのテナントに入る企業というのが地元の小さな企業ではなくて、全国チェーンをしておるような企業が入られるケースが多々ありまして、本当にこれで地元の皆さん方の経済、あるいはそうしたものに動いていくのかどうか疑問に思っている所でございます。そんな一方でございますけども、過疎地域となる道の駅はほとんど経営難に陥っておりまして、もうすでに閉鎖をしているという道の駅も数多くございます。ピアチェーレは本来白川茶に特化した道の駅で、それに農業開発本来の特産品開発、最初はハムというものを手掛けたわけでございますけれども、そうしたものが本来の目

的で設置をされた道の駅だというふうに理解しております。しかしながら、この全国的な煎茶需要の低迷等で経営が非常に厳しくなっていることも事実でございますし、お茶の売り上げは、実は白川ピアチェーレというのは、他の農産物の売り上げというのは減ってなくて、減っているのはお茶の売り上げだけだという状態でございます。そんな中でこれからどうそれを改善していくというのが鍵というか、問題、課題というのはそこらへんにあるのではないかなということも思っております。そのような状況の中でも、過疎地域におきましても特色ある道の駅を運営している所も沢山ございます。その一部をちょっと紹介させていただきたいなと思っております。これは私が行った所だけですので、まだ他にもきっとそういった所はたくさんあると思いますけど。まず、兵庫県の三木市にございます道の駅でございますが、三木は刃物の町でございます、今我々が使っております草刈り刃は全部三木でできているというのが現実でございます、そうしたものを売りにした道の駅でございます。そこも非常に繁栄をしておるわけですし、また同じく兵庫県の中に割と新しい道の駅でございますけれども、ようか但馬蔵がでございます。そこには1キロ範囲の中に同じ様な道の駅が沢山ございます。でも、たぶん同じ属性の人がやっているのではないかと思いますけども、ご承知のように但馬牛をメインにした、但馬牛の発信地でございます、どこも非常に人気のある道の駅でございます。もう古い道の駅になりますけども、愛媛県の内子フレッシュパークというのがございます。これは全国の道の駅のモデルということになっておりまして、ここは野菜とか果物を、いわゆる農産物を主体とした道の駅、そして加工品等がございますけれども、ここも非常に人気のある魅力ある道の駅でございます。私が好きなのは、新潟県にございますうみてらす名立という道の駅がでございます。ここは国道8号線沿いにあるわけですが、お魚が主体の町で、魚と温泉とホテルを運営しておりまして、大変人気のあるところでございます。最後に紹介したいのが、群馬県の川田田園プラザという道の駅でございます。これは、本街道から少し離れた所にございますけれども、主体が体験型の道の駅施設でございます。そこへ行きますと一日ゆっくり遊んでこられるというような、そんな充実した道の駅等でございます。いずれにいたしましても、これは個人的な感覚でございますので、ぜひ皆さん方でこの道の駅の再生の中で、こういった所も勉強してまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

○ 議 長 はい、4番 藤井宏之君。

○ 4 番 今、町長の色んな所の回られた道の駅を説明しました。私も一点だけ群馬県の川田田園プラザですかね、これはテレビの関係で見た状況しかわかりませんが、やはりいろんな道の駅は全国沢山あるんだけど、やはり人が集まってる所と

というのは特色あるものがあって、近場の人達が来ているのではなくて、遠方からもそこを目掛けて来るといふ、そういうのが特色ある道の駅であって、昨年道路事情の話とかそういうことで集客が落ちたとかいふ話もありましたけれども、こういった所というのは必要な道の駅ということで、遠くからも県外からも来るといふことで、そういった事情にも左右されない、そういう道の駅もあるんだなと知ったわけです。できうれば、白川町もそうした特色ある道の駅になってほしいなと僕は思いますけども、もう一度企画課長さんに聞きたいのは、できればこういった全国にも沢山いろんな道の駅がございます。ぜひ、できれば支配人なりそうした幹部クラス、また従業員の方もいいと思いますけども、今後こうした道の駅の視察だとか、そういった視察研修を考えておられるのかお聞きしたいです。

- 議 長 はい、企画課長。
- 企画課長 はい、道の駅の今の従業員を含む幹部などの研修につきましては、今支配人の方でいろいろ研究をしております、先日も町長が申し上げましたように、北陸の道の駅を視察に行くように立てたりはしております。新しい体制になりますので、そういったことで職員の交流を図るという意味も含めて、研修を進めてまいります。町の方もそういった研修があればですね、どんどん紹介をしたいというふうに考えております。
- 議 長 はい、答弁が終わりました。一般質問。
- 4 番 最後の質問にいきます。2020年度に国土交通省は、全国に1,160ある道の駅の中から、広域的な防災拠点として機能する「防災道の駅」の認定制度を創設すると聞いています。災害時に必要な物資などを備えることで、いざという時に周辺地域の住民だけでなく、観光客や外国人も受け入れる方針のようです。町長が提案されているインバウンド事業を視野に入れた取り組みの一つとして、国土交通省が公募する「防災道の駅」の認定に向けた事業展開をする考えはないのか伺います。
- 議 長 はい、答弁、町長。
- 町 長 それでは、防災道の駅の件につきまして答弁をさせていただきます。国土交通省が2020年度に防災道の駅制度というものを創設するとしておりますけども災害時に必要な物資などを整える、蓄える。そしていざという時、周辺地域の住民だけではなく観光客から外国人の受け入れをするという、そういう方針だと承知をしておる所でございます。これの一角の場所というのが、私は道の駅クオーレだと思っております。これは、観光客とか外人さんばかりでなくて、地域の皆さん方のことをまず第一に考えたいと思いますと、当然防災倉庫だとか宿泊施設あるいはシャワーだとかそういったものもでございます。当然ピアチェーレもそうでございますけども、認定を申請するとすれば、この所が有力ではないかなとい

うことで前向きに国交省等へ働きをかけていきたいというふうに思いますが、なんといたしましても、国交省が計画しておる件数が少ないのでございますので、前向きに応援していかねばいけないことですし、インバウンドのお話も先程いただいたところでございますが、これもクオーレにおきまして、特にインバウンドのお客さんの中で、紅葉と雪と春の桜が見たいということでしたので、しかも個室の確保ができる体験型のいうことございまして、クオーレとしてインバウンドの会社、協会等へも働きかけもしておる所でございますけど、今こういう状況でございますので、去年からでございますけども、具体的な動きに職員の中で進めておるという状況でございます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問がありますか。
- 4 番 再質問はありませんので、終わります。
- 議 長 4番 藤井宏之君の質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。（午後3時43分）
- 議 長 再開します。（午後3時43分）
◇日程第3 議第1号 令和2年度白川町一般会計予算
議第2号 令和2年度白川町国民健康保険特別会計予算
議第3号 令和2年度白川町簡易水道特別会計予算
議第4号 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算
議第5号 令和2年度白川町介護保険特別会計予算
議第6号 令和2年度白川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 長 日程第3 議第1号「令和2年度白川町一般会計予算」、議第2号「令和2年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第3号「令和2年度白川町簡易水道特別会計予算」、議第4号「令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第5号「令和2年度白川町介護保険特別会計予算」、議第6号「令和2年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を3月18日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は3月18日までとすることに決しました。
- 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。
- 議 長 お諮りします。
12日、13日は議事の都合のため、14日、15日は土曜日及び日曜日のため、16日から18日は委員会審査のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、12日から18日までの7日間は、休会することに決しました。
- 議 長 ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、明日12日から18日までは休会となります。したがって、3月19日午前10時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。
どうもご苦労さまでした。

(午後3時46分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員